令和3年第1回

定例会会議録

会期

令和3年3月8日(月)から令和3年3月18日(木)まで

会 議 日

令和3年3月8日(月) 令和3年3月15日(月) 令和3年3月18日(木)

東串良町議会

令和3年第1回東串良町議会定例会(第1号)

開 会 令和3年3月8日 午前10時00分 散 会 令和3年3月8日 午前11時09分

出席議員(10人)

1番 小 川 香 織 2番 児 玉 勇 治 3番 瀨戸山 譲 一 4番 牧 原 完 治 泊 重 巳 5番 西園 貞美 6番 7番 前田 隆 8番 上 園 ミキ 宮 地 利 雄 9番 10番 田之畑 稔

欠席議員(0人)

会議録署名議員(会議規則第127条)

6番 泊 重 巳 7番 前 田 隆

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 大園保広 書記 浜屋啓子

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

宮 原 町 長 住民課長 宮 地 利 行 順 副町長 畠 中 勇一郎 企画課長 中 島 孝 一 農地課長兼農業委員会事務局長 前田秀一 教育長 天 神 康 男 会計管理者 有 嶋 義 昭 管理課長兼学校給食共同調理場所長 田尾 勝 総務課長 江 口 勝 志 社会教育課長 吉 留 潤一郎 上野史生 農林水産課長 瀬戸山 雅 樹 総務課長補佐

福祉課長吉 永 広 史税務課長東水流勝建設課長甫 村 良 教

議 事 日 程 別紙のとおり 会議に付した事件 議事日程のとおり 会 議 の 経 過 別紙のとおり

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 発委第 1号 東串良町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 5 同意第 1号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 6 議案第 2号 債権の放棄について
- 日程第7 議案第3号 東串良物産館(ルピノンの里)の指定管理者の指定について
- 日程第 8 議案第 4号 東串良町円山公園管理センター条例の制定について
- 日程第 9 議案第 5号 職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 6号 東串良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する 条例の制定について
- 日程第 11 議案第 7号 東串良町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 8号 東串良町赤ちゃんすこやか支援事業に関する条例の一部を改正する 条例の制定について
- 日程第13 議案第9号 東串良町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第10号 東串良町敬老年金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第11号 東串良町農地利用集積促進基金条例の制定について
- 日程第 16 議案第12号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第13号 令和2年度東串良町一般会計補正予算(第12号)
- 日程第 18 議案第14号 令和 2 年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)
- 日程第 19 議案第15号 令和 2 年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第 4 号)
- 日程第 20 議案第16号 令和 2 年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計補 正予算(第 2 号)
- 日程第 21 議案第17号 令和 2 年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)

日程第22 議案第18号 令和3年度東串良町一般会計予算

日程第23 議案第19号 令和3年度東串良町国民健康保険特別会計予算

日程第24 議案第20号 令和3年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計予算

日程第 25 議案第21号 令和 3年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計予

算

日程第 26 議案第22号 令和 3 年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 27 議案第23号 令和 3 年度東串良町水道事業会計予算

開 会 午前10時00分

議長(田之畑)

ただいまから、令和3年第1回東串良町議会定例会を開会します。 本日の会議を開きます。

◆ 日程第1 会議録署名議員の指名

議 長(田之畑)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番 泊 重巳議員及び7番 前田 隆議員を指名します。

◆ 日程第2 会期決定の件

議 長(田之畑)

日程第2 会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月18日までの11日間としたいと思います。 御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月18日までの11日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付してあります案のとおりです ので、御了承願います。

◆ 日程第3 諸般の報告

議長(田之畑)

日程第3 諸般の報告を行います。

議長及び町長の報告は、お手元に印刷して配付してありますので、報告を省略します。

また、去る2月9日、全国町村議会議長会定期総会において、町村議会議員27年

会議の経過

以上在職者として宮地利雄議員が表彰されましたので報告いたします。 これで諸般の報告を終わります。

◆ 日程第4 発委第1号 東串良町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

議長(田之畑)

日程第4 発委第1号 東串良町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長西園貞美議員。

5 番 (西 園)

ただいま議題となりました発委第1号 東串良町議会会議規則の一部を改正する規則 の制定について、提案理由を説明いたします。

先般、都道府県会長会において、「標準」町村議会会議規則の一部が改正されました。 このことにより、当議会の会議規則も「標準」町村議会会議規則を準用していることか ら、今回の改正に賛同し、円滑な運用を図るため改正を行うものです。

改正の内容ですが、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動 しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たって の諸要因に配慮するため、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性 保護の観点から産前・産後の欠席期間を規定するものです。

また、請願者、陳情者の利便性の向上を図るため、議会への請願や陳情手続について、 請願者、陳情者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改 めるものです。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議長(田之畑)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長(田之畑)

質疑なしと認めます。 これから討論を行います。 討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田之畑)

討論なしと認めます。

これから発委第1号 東串良町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第5 同意第1号 教育委員会委員の任命について

議長(田之畑)

日程第5 同意第1号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長(宮 原)

おはようございます。

同意第1号 教育委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

東串良町川東3588番地の今村保さんを教育委員会委員として任命したいので、 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を 求めるものでございます。

提案理由は、教育委員会委員の任期満了によるものでございます。御審議くださる ようよろしくお願いいたします。

議長(田之畑)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田之畑)

討論なしと認めます。

これから同意第1号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。 本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定しました。

- ◆ 日程第 6 議案第 2号 債権の放棄について
- ◆ 日程第 7 議案第 3号 東串良物産館 (ルピノンの里) の指定管理者の指定について
- ◆ 日程第 8 議案第 4号 東串良町円山公園管理センター条例の制定について
- ◆ 日程第 9 議案第 5号 職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制 定について
- ◆ 日程第10 議案第 6号 東串良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部 を改正する条例の制定について
- ◆ 日程第11 議案第 7号 東串良町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- ◆ 日程第12 議案第 8号 東串良町赤ちゃんすこやか支援事業に関する条例の一部 を改正する条例の制定について
- ◆ 日程第13 議案第 9号 東串良町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の 制定について
- ◆ 日程第14 議案第10号 東串良町敬老年金条例の一部を改正する条例の制定につ いて
- ◆ 日程第15 議案第11号 東串良町農地利用集積促進基金条例の制定について
- ◆ 日程第16 議案第12号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関す る条例の一部を改正する条例の制定について

議長(田之畑)

日程第6 議案第2号 債権の放棄についてから日程第16 議案第12号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制

定についてまでの11件を一括議題とします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。 町長。

町 長(宮 原)

それでは、ただいま議題となりました議案第2号から議案第12号までを御説明申 し上げます。

議案第2号 債権の放棄について、御説明申し上げます。

有機堆肥販売代金の債権の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規 定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。御審議くださるようよろしくお 願いいたします。

議案第3号 東串良物産館 (ルピノンの里) の指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

東串良物産館 (ルピノンの里) の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第4号 東串良町円山公園管理センター条例の制定について、御説明申 し上げます。

東串良町円山公園管理センターを設置するに当たり、地方自治法第244条の2第 1項の規定に基づき、条例を制定するものでございます。よろしくお願いいたします。 次に、議案第5号 職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定につ いて、御説明申し上げます。

防疫等作業手当の特例を措置するため、国が人事院規則の改正を行ったことに伴い 改正するものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第6号 東串良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正 する条例の制定について、御説明申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部が改正されたことに伴い、改正するものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第7号 東串良町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、 御説明申し上げます。

介護保険法第117条の規定に基づく介護保険事業計画の見直しに伴い、改正する ものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第8号 東串良町赤ちゃんすこやか支援事業に関する条例の一部を改正 する条例の制定について、御説明申し上げます。

子育て家庭への経済的負担の軽減及び子どもの健やかな育成をさらに充実すること を目的とし、出生祝い金の額や支給方法等を変更することに伴い、改正するものでご ざいます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第9号 東串良町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

鹿児島県乳幼児医療費助成条例及び鹿児島県乳幼児医療費助成条例施行規則の一部 を改正に伴い改正するものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第10号 東串良町敬老年金条例の一部を改正する条例の制定について、 御説明申し上げます。

東串良町敬老年金の受給資格を毎年9月15日に、町内に住所を有している満80 歳以上の者とするため、改正するものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第11号 東串良町農地利用集積促進基金条例の制定について、御説明申し上げます。

圃場整備事業による農地利用集積促進基金を新たに設置し、東串良町緊急大区画圃 場整備推進モデル事業の農地利用集積促進基金については、廃止するものであります。 よろしくお願いいたします。

最後に、議案第12号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

児童数及び生徒数に応じた学校嘱託医及び幼稚園嘱託医への報酬の適正化を図ると ともに、年度の途中において就職と離職があった場合に対応するため、改正するもの でございます。よろしくお願いいたします。

議 長(田之畑)

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

- ◆ 日程第17 議案第13号 令和2年度東串良町一般会計補正予算(第12号)
- ◆ 日程第18 議案第14号 令和2年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算(第 4号)
- ◆ 日程第19 議案第15号 令和2年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別 会計補正予算(第4号)
- ◆ 日程第20 議案第16号 令和2年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定) 特別会計補正予算(第2号)
- ◆ 日程第21 議案第17号 令和2年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号)

議長(田之畑)

次に、日程第17 議案第13号 令和2年度東串良町一般会計補正予算(第12号)から日程第21 議案第17号 令和2年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)までの5件を一括議題とします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。 町長。

町 長(宮原)

それでは、ただいま議題となりました議案第13号から議案第17号までを御説明申 し上げます。

初めに、議案第13号 令和2年度東串良町一般会計補正予算(第12号)について、 御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億53万7,000円を減額し、歳入歳 出それぞれ74億3,670万2,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款 項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳 入歳出予算補正」によるところでございます。

次に、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」によるところでございます。

次に、債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」によるところでございます。

また、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」によるところでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第14号 令和2年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算(第4号) について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ410万9,000円を減額し、歳入歳出 それぞれ11億3,604万6,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項 の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入 歳出予算補正」によるところでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第15号 令和2年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補 正予算(第4号)について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,539万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ8億9,439万6,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第16号 令和2年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計補正予算(第2号)について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ82万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ594万9,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第17号 令和2年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ113万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億340万7,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。よろしくお願いいたします。

議 長(田之畑)

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

- ◆ 日程第22 議案第18号 令和3年度東串良町一般会計予算
- ◆ 日程第23 議案第19号 令和3年度東串良町国民健康保険特別会計予算
- ◆ 日程第24 議案第20号 令和3年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別 会計予算
- ◆ 日程第25 議案第21号 令和3年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定) 特別会計予算
- ◆ 日程第26 議案第22号 令和3年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算
- ◆ 日程第27 議案第23号 令和3年度東串良町水道事業会計予算

議長(田之畑)

次に、日程第22 議案第18号 令和3年度東串良町一般会計予算から日程第2 7 議案第23号 令和3年度東串良町水道事業会計予算までの6件を一括議題とします。

まず、町長に施政方針の説明を求め、引き続き各件について提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長(宮 原)

それでは、改めて私の施政方針を述べさせていただきます。

令和3年第1回東串良町議会定例会の開催に当たり、令和3年度の私の施政方針を述べさせていただき、議員各位並びに、町民の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げます。

始めに、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、現在、入院中の方々にお見舞い申し上げます。

また、医療関係従事者をはじめ、各方面で新型コロナウイルス感染症に立ち向かう 方々に敬意を表します。

既に、医療従事者等を対象にワクチン接種が県内で始まっており、4月以降には高齢者の方々から町内でもワクチン接種が開始される見込みでございます。福祉課を中心にスムーズな運営が行えるよう、体制を整えてまいる所存でございます。

さて、私が、町政の重責を担わせていただき、二期目も1年が過ぎました。これまで、 様々な分野におきまして、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力により、町政発 展のために託された責務を果たすことができたものと深く感謝いたしております。

令和3年度におきましても、「笑顔あふれるまちづくり」をスローガンに掲げ、町民の皆様の幸せのために、「こどもに夢を」・「若者にロマンを」・「お年寄りに愛を」を重点項目として、職員にも町政の各施策において一歩前へ進む行動力を働きかけ、町

民サービス向上のため全力で取り組むよう指示しております。

私自身が就任当初から行っておりますトップセールスは、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い行えておりませんが、全国的に収束いたしましたら、今までにも増して精力的に行い、東串良町の魅力発信源となるよう努め、町のさらなる活性化につなげるため、実効性のある効果的な施策を年次的に着実に実施できるように取り組んでまいりたいと思っております。

令和3年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、コロナ禍における町民の皆様の心身損害に対しまして、プレミアム商品券発行事業や家計への支援を行うために昨年に引き続き町民1人当たり1万円の第3次えがお支援給付金の給付を行います。なお、財政につきましては、国の令和3年度地方財政対策の概要で、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方税等が大幅な減少となることを踏まえて、地方交付税は5.1%増となり、併せて臨時財政対策債も74.5%増となっております。具体的には、基準財政需要額が「令和2年度国勢調査人口」による算定、会計年度任用職員制度の平年度化による期末手当の支給月数の増によって生じる経費などが算入され、基準財政収入額が「新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金」については算入しないとされております。

こうした中ではございますが、直面する本町の諸課題に積極的に取り組みながら、安定的な財政運営の指標となる「財政健全化判断比率」等に留意しつつ、収支の均衡を保ち、住民のニーズにできる限り対応し、「東串良に住んで良かった」と思われるよう各施策を進めてまいります。特に令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、先行き不透明な年になることが予想されます。

まず、始めに、消防・防災対策でございますが、石油貯蔵施設立地対策等交付金事業において、消防ポンプ自動車及び小・中学校への防災倉庫の整備を予定しております。

次に、地方創生・まちづくり対策についてですが、町内の各公共施設の老朽化に伴い、利用者の安全面や万が一の大規模災害時の避難施設を考えた時に、将来的に複合施設の建設に向けての準備が必要不可欠となっております。その前段としまして、建設に向けた専門会議の設立を目指します。また、町外から来町される方々への配慮としまして、案内板の整備を進めてまいります。

人口減少対策としましては、民間資金を活用した集合住宅の建設に対する支援策により、実績として3か所で集合住宅の建設が完了しておりまして、うち1か所は令和3年度からの入居となっております。令和3年度も新たに集合住宅建設の計画があるため、住宅不足の解消と定住促進に向けての支援を引き続き行ってまいります。

空き家対策につきましては、空き家バンクへの登録を推進するとともに空き家改修補助金制度を活用しながら適切な管理や利活用の促進に努めてまいります。

次に、商工業の振興につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金交付事業の一環としまして、本町では初めてとなる10割増しのプレミアム付き商品券発行事業による購買力の流出防止や地元商店の売上向上に向けた取り組みを行ってまいります。また、商工会が会員へ実施する指導や研修により、経営の効率化などを通じて、利益の向上を図るための施策として商工振興対策事業補助金交付事業も併せて実

施いたします。

次に、観光事業につきましては、唐仁古墳群という本町の貴重な文化財資源を観光面でも有効に活用するために観光スポットとなる環境整備を進めてまいります。

また、柏原海岸や松林の景観対策として、海岸清掃と円山公園・ふれあいの森の松林 内清掃作業等を昨年度に引き続き実施し、さらには、円山公園管理センター(愛称:M ARU MARINE)を拠点に、イベントの計画・開催や観光情報の発信に努め、町 内外の方々が集い楽しめる空間となるよう公園等の機能充実を図るとともに、近年、利 用者が増加傾向にある、ふれあいの森キャンプ場に、松露をイメージした宿泊用ドーム ハウス2棟を整備いたします。

また、コロナ収束後を見据えての経済対策の一環としまして、まずは、スポーツツー リズムや、黒毛和牛等消費拡大のための肉ツーリズムの開催を目指してまいります

ふるさと納税につきましては、官民・民民間の連携により返礼品の充実を図り、単に 寄附額を増やすだけでなく、町のPRの機会ととらえ引き続き実施してまいります。

姉妹都市の提携につきましては、観光資源あるいは歴史的に共通するもの等をきっか けとして幅広い分野での交流の基盤構築実現に向けて邁進してまいります。

次に、農業の振興でございますが、認定農業者及び認定新規就農者を「人・農地プラン」の中心経営体として位置付け、地域の中心経営体への農地集積を図ってまいります。 施設園芸につきましては、かごしまブランド産地等の維持のため、省エネ対策・低コスト技術の普及に努め、エコファーマーや総合的病害虫管理、化石燃料を使用しない加温設備の導入、また、かごしまの農林水産物認証への取組継続により、農産物のイメージアップを図ってまいります。

畜産につきましては、肉用牛農家におかれても、酪農へルパー制度同様、定期的な休日が取れ、ゆとりある畜産経営を目指すことから、令和3年度において「肉用牛定休型へルパー制度」の実現・持続可能な組織の確立に向けて、関係機関と連携を図りながら支援に努めてまいります。また、令和2年度は、全国各地で豚熱や高病原性鳥インフルエンザの蔓延が確認されましたが、各種対策にて、本町への侵入を防止することができました。令和3年度においても、引き続き万全の対策を講じてまいります。さらに、令和4年度全国和牛能力共進会鹿児島県大会を踏まえ、令和3年度は、出品対策を強化し、1頭でも多く出品できるように努めてまいります。

水田営農につきましては、品質保持のための水稲航空防除事業を継続して実施いたします。また、「水田活用の直接支払交付金」等を活用し、「加工用米」等の推進を図るとともにWCS用稲の作付けを推進し、経営の安定につなげてまいります。

畑作における、さつまいも栽培につきましては、平成30年産から発生した基腐病を 始めとする各種病害について、関係機関と連携を図りながら対策に努めてまいります。

露地野菜の振興につきましては、露地野菜振興会を中心として面積拡大や加工・業務 用野菜の契約栽培等の推進と併せ、「産地交付金」を活用した水田での露地野菜栽培を 推進いたします。

保安林保護につきましては、松くい虫の特別防除を引き続き実施するとともに、鳥獣 被害対策においても、鳥獣被害対策協議会、また、令和2年度に発足した住民参加によ る鳥獣ハンターとも連携を図りながら、農作物等への被害防止・軽減に努めてまいります。

水産業につきましては、つくり育てる漁業の取り組みとしてヒラメ・マダイの放流を 引き続き支援し、東串良漁業協同組合が導入した急速冷凍施設等の活用を図り、魚類の 販売促進を計画的に推進してまいります。

波見港周辺に放置されている船舶等につきましては、関係機関と連携を図り、継続的 に放置艇の解消を図る指導を行ってまいります。

将来性のある第一次産業支援につきましては、農業者・漁業者の経営維持・安定のため、町独自の「東串良町農林漁業振興支援補助金」を新たに創設し、農業・漁業の発展に努めてまいります。

次に、土地改良事業の推進でございますが、農地中間管理機構等を利用した農地の貸し借りを推進することにより、担い手への農地の集積・集約化を促進し、水田の大区画化・汎用化等の農地整備や農業水利施設・農道・用排水路を整備し、農地利用の最適化に取り組んでまいります。

農道整備につきましては、県単独農業農村活性化推進施設等整備事業や農地耕作条件 改善事業等を活用し計画的に整備を実施してまいります。

また、基盤整備につきましては、令和2年度から工事が始まりました経営体育成基盤 整備事業 岩弘地区の揚水機場整備・面工事を計画しております。

次に、土木事業の推進でございますが、国・県の財政事情等、引き続き非常に厳しい 現状ではありますが、地域指定等による有利な財源確保に努め、住民の皆様方の要望等 にも十分配慮しながら計画的に進めてまいります。まず、国管轄の国道・河川に関しま しては、国土交通省大隅河川国道事務所と協力連携を図りながら計画的改修を推進いた します。

県管轄道路の国道448号の道路整備につきましては、地域の交通の安全確保、また、 活性化を図るため、積極的に要望してまいります。また、東九州自動車道の野方インターへのアクセス道路としての県道黒石串良線の整備促進につきましても、大崎町とも連携をしながら、早期整備を継続して県に要望し、地域経済の活性化につながるよう努力いたします。

町道改修につきましては、継続路線としまして、下之馬場山野線、豊栄馬越線、池之原境線の3路線の拡幅・改良工事を実施し、住民の安心安全を確保する道路網の整備を図ってまいります。また、東串良町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、塩入川に架かる境下橋の修繕を実施いたします。

県管轄の河川関係につきましては、塩入川改修を進めておりますが、堤防工事が計画 的に進むよう、事業早期完工に向け、引き続き県へ強く要望してまいります。

公営住宅関係につきましては、東串良町公営住宅等長寿命化計画に基づき、修繕を実 施いたします。

次に、水道事業につきましては、事業運営の効率化と健全化を図り計画的な事業を行ってまいります。本年度は昨年に引き続き中央地区の新規水源開発に向け、緊急時に対処できる施設の構築へ向け取り組んでまいります。

福祉行政につきましては、コロナ禍の中にあっても、町民の方々が健康で安心して暮らせる環境づくりを推進し、保健・福祉サービスの充実に努めてまいります。

高齢者福祉対策につきましては「高齢者地域支え合いグループポイント事業」等により元気で生きがいの持てる環境づくりなど、高齢者が安心して暮らせる体制づくりに努めてまいります。

また、高齢者福祉センターは、高齢者の閉じこもり防止、認知症予防、健康維持増進のための憩いの場として、活用を図ってまいります。

さらに、「敬老年金給付」をはじめとする高齢者支援事業や町の単独事業として実施 している「紙おむつ給付事業」も、引き続き実施いたします。

障がい者福祉対策につきましては、関係機関と連携を図り、相談業務や情報提供及び 福祉サービスの給付など、支援強化に努めてまいります。

児童福祉対策については、「赤ちゃんすこやか支援事業」の拡充や「副食費等の補助」、「新生児のオムツ購入費補助」についても継続し、出生率の向上にもつながるよう努めてまいります。また、令和2年度に設置しました「子育て世代包括支援センター」では、母子手帳交付から18歳まで必要な支援を継続的に実施し、乳児全戸訪問事業や子育て相談などと合わせ、子育てサポートの充実に努めます。

保育事業については、保育を必要とする全ての家庭が利用できる体制づくりに努めます。

生活困窮者支援対策については、「大隅くらし・しごとサポートセンター」などと連携して包括的に支援してまいります。

保健衛生事業につきましては、各種がん検診を推進するとともに、生活習慣病の予防・改善のための保健指導などを実施するほか、乳幼児から高校3年生までの「医療費の全額助成」についても継続し、子育て世代のサポートや子ども達の早期受診による疾病の重症化予防に取り組みます。

また、乳幼児の健診や保健指導、妊婦の定期健診、不妊治療の助成に加え、出産後の心身の安定と育児不安の解消を図るため、産後ケア事業も引き続き実施します。

次に、今年度最重要課題となります新型コロナウイルス感染症対策のワクチン接種につきましては、地元医師会の御協力と町民の皆様の御理解を得て、円滑に実施できるよう努めてまいります。接種方法や接種スケジュールなど、具体的な接種計画については、関係者間で調整中でございます。

通常の予防接種助成事業につきましては、乳幼児の定期予防接種のほか成人用肺炎球菌も助成を延長します。また、風しんは、対象となる方々約300名に対し、抗体検査と予防接種を無料で実施してまいります。

国民健康保険事業は、加入者の高齢化や若年層の人口減少という国保の構造上の問題から、厳しい財政運営が続いておりますが、「医療費適正化対策事業」「特定健康診査事業」「特定保健指導事業」「国民健康保険税徴収率向上対策事業」を着実に進めるとともに、「重複服薬者等対策事業」も新たに実施し、高齢化の進展に伴う急激な医療費の伸びを少しでも抑制できるよう取り組んでまいります。

また、「糖尿病重症化予防」に積極的に取り組みながら、町民一人一人が主体的に、

健康管理ができるよう保健事業等の充実を図ってまいります。

さらに、令和3年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施により、高齢者の 健康管理について継続的に取り組んでまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、運営主体である「鹿児島県後期高齢者医療広域連合」と連携し、保険料の収納や窓口業務の対応を行い、制度の円滑な運営に努めてまいります。

介護保険事業につきましては、地域包括支援センターを中心に適切なサービスの提供 に努め、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいります。

また、「ころばん体操」や「ひらめき体操」を支援するとともに、フォロー指導や体力測定等の継続支援を行うことで、実施地区の拡大と介護予防の充実を図ってまいります。

次に、マイナンバーカードについては、令和3年3月から健康保険証として利用できるようになりましたので、未申請者に対し、引き続き交付申請の推進を図ってまいります。また、人権については、新型コロナウイルス感染症に関連した差別や偏見が発生していることから、法務省や人権擁護委員と連携して、解消に取り組んでまいります。

国民年金事業は、窓口や電話等による住民からの年金相談にも随時対応いたします。 環境対策につきましては、個人設置型で小型合併浄化槽を設置する方に対し補助を行います。また、今年度も単独処理浄化槽及び汲み取りからの合併浄化槽への転換については、宅内配管工事費についても補助を行います。さらに、町内の施工業者を利用される方についても町単独による加算を行います。

また、衛生対策面では、ごみ排出量の縮減と容器包装リサイクルを強力に推進し、総量縮減に努めていきます。また、不法投棄対策として東串良町衛生自治団体連合会と連携を図りながら巡回パトロールの強化をしてまいります。

なお、今年度も、海岸漂着物等地域対策推進事業を実施し、柏原海岸の環境美化に努めます。

次に、教育の振興につきましては、東串良町の歴史と伝統を踏まえながら本町の実態に根ざして的確に課題をとらえ、児童生徒の育成に努めてまいります。

学校教育行政の具体的施策として、規範意識を養い、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進、個々の能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進、保護者・地域社会から信頼される学校づくりの推進、生命尊重の重視、学校・家庭・地域社会が連携して子どもを育てる環境づくりを推進してまいります。

また、本年度も「郷土検定」を実施するとともに、主に英語、算数・数学の土曜講座 「ひっくら塾」を実施いたします。

次に、学校における子どもの安心安全を図るため、登下校時の児童生徒の巡回パトロールや小中同時の防災訓練や小中一貫教育体制の強化、小中学校のタブレットを活用した授業、両小学校体育館のLED工事、中学校の校門から駐車場の整備など、快適な環境整備事業などに取り組んでまいります。

児童生徒の指導につきましては、「あいさつとありがとう・静かに聴く・自分で考える」を一事徹底事項として、児童生徒への定着を図っております。不登校、不登校傾向

の児童生徒については、一人一人の実態を踏まえたスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の配置や児童相談所と連携し、総合的な相談体制の充実に取り組んでまいります。

学校給食事業につきましては、地産地消の食材活用を視野に入れ、バランスの取れた 献立を工夫するとともに、民間業者に調理業務を委託し、徹底した衛生管理のもと、安 心安全な学校給食を提供できるよう努めてまいります。また、給食費補助事業を継続し、 保護者負担の軽減を図り、子育てのしやすい教育環境整備の一助といたします。

青少年教育につきましては、「地域社会から育む」という観点から、家庭教育の機能 充実をはじめ、豊かな感情や個性豊かで心身ともにしなやかで、たくましい青少年育成 に向け、地域に根ざした青少年の主体的活動を推進いたします。

図書事業につきましては、昨年度より大隅広域図書館ネットワーク運営協議会に加盟 し、2市5町の図書館に所蔵する本が本町図書室から貸出・返却が可能となりました。 今年度も引き続き地域住民の多様なニーズに対応する図書業務の運営に努めてまいりま す。

文化財事業につきましては、適切な保存・活用を行うとともに文化財の整備を進めてまいります。そのため引き続き、唐仁古墳群内の発掘調査や、専門家による意見を伺う調査検討委員会を実施するなど、調査研究に努めてまいります。また、近年の測量調査結果等を踏まえた報告書の刊行を目指します。

芸術文化活動につきましては、町文化祭をはじめ、町民が安心して芸術・文化活動に触れる機会を提供できるよう、関係団体等と連携してまいります。

社会体育の振興につきましては、スポーツ推進委員の資質向上による指導体制を整備し、体育協会との連携やスポーツ大会等への助成によりスポーツ団体を育成してまいります。

また、既存の施設の整備・充実を図るとともに、施設利用については利用者の安全を 確保しつつ、スポーツに親しみやすい環境づくりに努めてまいります。

終わりになりますが、以上、令和3年度における町政運営に当たって述べてまいりま した。

各施策の執行につきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に特に留意しつつ、財源の確保に努めながら、費用対効果を重視し、適正かつ有効な住民サービスを 提供したいと考えております。

私の信条は「笑顔あふれるまちづくり」です。町民主体の活力に満ちた町政にしたい と思っておりますので、議員各位の皆様をはじめ、町民の皆様方の深い御理解と御協力 を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

御清聴ありがとうございました。

議長(田之畑)

ここでしばらく休憩します。

休 憩 午前10時53分

再 開 午前11時02分

議 長(田之畑)

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。 町長から提案理由の説明を求めます。 町長。

町 長(宮 原)

それでは、続きまして、令和3年度当初予算について御説明申し上げます。

初めに、議案第18号 令和3年度東串良町一般会計予算について、御説明申し上 げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ53億5,800万円といたしました。 昨年度は、骨格予算でございましたが、対前年比で9.8%の増となっております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」 によるところでございます。

次に、地方自治法第214条の規定により、債務負担行為をすることができる事項、 期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によるところでございます。

また、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」によるところでございます。

また、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は4億5,000万円と定めたところでございます。

さらに、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、本予算の第5条によるところでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第19号 令和3年度東串良町国民健康保険特別会計予算について、御 説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億4,078万円といたしました。 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」 によるところでございます。

次に、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円といたしました。

また、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、本予算の第3条によるところでございます。 よろしくお願いいたします。

次に、議案第20号 令和3年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計 予算について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億6,100万円といたしました。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」 によるところでございます。

次に、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5,000万円といたしました。

また、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、本予算の第3条によるところでございます。 よろしくお願いいたします。

次に、議案第21号 令和3年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別 会計予算について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ555万9,000円といたしました。 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」 によるところでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第22号 令和3年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算について、 御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億297万7,000円といたしました。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」 によるところでございます。よろしくお願いいたします。

最後に、議案第23号 令和3年度東串良町水道事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

業務の予定量は本予算の第2条によるところでございます。

次に、収益的収入及び支出の予算額は、本予算第3条によるところでございます。

次に、資本的収入及び支出は、本予算第4条によるところでございます。

次に、一時借入金の限度額は5,000万円と定めたところでございます。

次に、予定支出の各項の経費の金額の流用は、本予算第6条によるところでございます。

次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費については、本予算第 7条によるところでございます。

また、他会計からの補助金については、本予算第8条によるところでございます。 さらに、棚卸資産購入限度額は1,000万円を定めたところでございます。 よろしくお願いいたします。

議長(田之畑)

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

議長(田之畑)

これで本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、3月15日午前11時より会議を開きます。

本日は、これで散会します。

散 会 午前11時09分

令和3年第1回東串良町議会定例会(第2号)

開 会 令和3年3月15日 午前11時00分散 会 令和3年3月15日 午後 4時00分

出席議員(10人)

1番 小川香織 児 玉 勇 治 2番 3番 瀨戸山 譲 一 4番 牧 原 完 治 泊 重 巳 5番 西園 貞美 6番 7番 前田 隆 8番 上 園 ミキ 宮 地 利 雄 9番 10番 田之畑 稔

欠席議員(0人)

会議録署名議員(会議規則第127条)

6番 泊 重 巳 7番 前 田 隆

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 大園保広 書記 浜屋啓子

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

宮 原 町 長 住民課長 宮 地 利 行 順 副町長 畠 中 勇一郎 企画課長 中 島 孝 一 農地課長兼農業委員会事務局長 前田秀一 教育長 天 神 康 男 会計管理者 有 嶋 義 昭 管理課長兼学校給食共同調理場所長 田尾 勝 総務課長 江 口 勝 志 社会教育課長 吉 留 潤一郎 上野史生 農林水産課長 瀬戸山 雅 樹 総務課長補佐

福祉課長吉 永 広 史税務課長東水流勝建設課長甫 村 良 教

議 事 日 程 別紙のとおり 会議に付した事件 議事日程のとおり 会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程

日程第 1 一般質問

開 会 午前11時00分

議長(田之畑)

ただいまから、本日の会議を開きます。 直ちに議事に入ります。

◆ 日程第1 一般質問

議 長 (田之畑)

日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

5番 西園貞美議員。

5 番 (西 園)

おはようございます。通告に従いまして、質問いたします。町長の簡単明瞭な答弁を 期待したいと思います。

ふるさと納税について、令和2年度の現在の寄附額の状況を尋ねたいと思います。

議 長(田之畑)

町長。

町 長(宮 原)

改めまして、おはようございます。

お答えします。

現在、歳入といたしまして、収入済みのふるさと納税寄附金額は約8億5,200万円でございます。参考までにもうちょっと今年度ございますけれども、最終的な寄附額は約9億円を見込んでおります。

以上でございます。

議長(田之畑)

5番 西園貞美議員。

5 番 (西 園)

8億5,200万円ということでございますが、右肩上がりに上がってきている状況であろうかと思います。ちなみに隣の大崎町は今年度は12月末で46億6,997万円集めております。今年の目標が50億円を見込んでいるそうでございます。その隣の志布志市は、今年度は12月末で42億円集めております。優れたものですが、町長どう思いますか。

議長(田之畑)

企画課長。

企画課長(中島)

お答えいたします。

ただいま議員がおっしゃいましたとおり、確かに隣の大崎町さん、それから志布志市さん、寄附額は二桁台ということで大変な額になっております。本町におきましても二桁台までは行かないまでも昨年度より倍を超える程度の寄附額を見込めるということは大変本町としては増えたほうではないかなというふうに思っております。各町によってそれぞれ寄附額に差がありますけれども、今度は本町の事業者数の取扱いをする量もございますので、その対応できる範囲内で極力頑張っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議 長(田之畑)

5番 西園貞美議員。

5 番(西 園)

大崎、志布志も返礼品の中心はウナギと肉でございます。我がまちのウナギ、肉の返 礼品はどこから仕入れて発送しているのでしょうか。

議 長 (田之畑)

企画課長。

企画課長(中島)

本町につきましても、ウナギのほうが返礼品は非常に多いわけでございまして、今三つほどの業者さんのほうが取扱いをされておりますが、先般の総務省のいろいろと法改正もございまして、それに照らし合わせていきますと、本町の純粋な養鰻業者さんが1社ございますので、そこのほうで中心的に対応をしていただいているところでございます。

以上でございます。

議 長(田之畑)

5番 西園貞美議員。

5 番 (西 園)

課長、その肉のほうはどうでしょうか。

議 長(田之畑)

企画課長。

企画課長(中島)

肉のほうもウナギに続く返礼品の寄附額でございまして、ウナギは大体7割程度占めておりますが、肉のほうは15%ほどというような状況でございまして、こちらにつきましても、本町出身の会社の方とか、そちらのほうが結構寄附額のほうが増えているような状況でございます。

以上でございます。

議 長 (田之畑)

5番 西園貞美議員。

5 番 (西 園)

ウナギも肉も本町にもあるわけですから、そこが対応していると考えておるところで ございますが、なかなかどこのまちもウナギと肉で勝負をしている状況でございますけ れども、我がまちとちょっと桁違いな額が寄附額を集めている状況になろうと思います。 次に、令和3年度の寄附額の目標を尋ねたいと思います。

議 長(田之畑)

町長。

町 長(宮 原)

寄附額でございますが、当初予算では5億円を額として見込んで計上しておりますけれども、目標額といたしましては、令和2年度と同程度の9億円を目指したいと考えております。

以上でございます。

議長(田之畑)

5番 西園貞美議員。

5 番 (西 園)

以前にもふるさと納税について一般質問をしたんですが、職員を大崎町、あるいは志 布志市に勉強をさせたらとお願いした経緯もございましたけれども、どうでしたでしょ うか、勉強に行かせた経緯はありますか。

議長(田之畑)

企画課長。

企画課長(中島)

ただいま勉強にということでございました。これにつきましては、勉強といいますよりも担当のほうでいろいろと交流、意見交換をしている状況でございますので、そういったことである程度の話はできているというふうに理解をいたしております。 以上でございます。

議長(田之畑)

5番 西園貞美議員。

5 番 (西 園)

人口も違うんですけれども、返礼品の中身がウナギと肉が主で、これを重点的に寄附額の寄附の返礼品として扱っているという状況でございますけれども、我がまちもウナギ、あるいは肉も同じようなものがございまして、何かがやっぱり違うと思うんですよね、取組方が。職員も担当職員も一生懸命頑張っていると思います。もう少し勉強して、その大崎、志布志に近づけるような形で勉強していただきたいと思います。今後の寄附額に期待したいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

議長(田之畑)

次に、9番 宮地利雄議員の発言を許します。 9番 宮地利雄議員。

9 番 (宮 地)

おはようございます。通告に基づいて、4点ほど今回は取り上げてみました。いずれ も町長のこの定例会における施政方針に基づく質問でございます。

まず施政方針では3ページになりますが、学校への防災倉庫の設置についてであります。

小・中学校に今回、今年度防災倉庫の整備を予定しているというふうになっておるわけですが、議会にも全協の場でどのような倉庫になるのかという中身について一定の情報の提供がございましたが、中身についてはうたってありません。その防災倉庫に保管する設備や器具はどのようなものをどの程度準備するのか、その地域の住民の人数、それからそこの学校の生徒数及び職員数などいろいろと規制というか、そういうものも考えた上で設備や器具を準備する必要があると思いますが、現時点において、このような形でやりたいという内容があると思いますので、答弁をお願いします。

議長(田之畑)

町長。

町 長(宮 原)

お答えします。

議員おっしゃるとおり、小・中学校は災害時の避難施設として位置づけがされております。令和3年度に小・中学校の3校に防災倉庫の新築工事を計画しております。防災倉庫に保管する設備や器具については、プロパンガスを燃料とする発電機、バルーン投光器など、扇風機、コードリール、新型コロナウイルス感染対策といたしまして、パーティションのほか、非常食や避難所用毛布の備蓄を計画しております。なお、石油備蓄施設立地等対策等交付金事業といたしまして、計画承認がなされれば、非常食や避難所用毛布などの消耗品を除く防災倉庫の建築工事費や備蓄物資の購入費に財源として充てる計画でございます。池小のほうにパーティションですね、ファミリールームの大きいやつですけれども、これを70張り、それとパーティションのプライベートルームが3張り、それとガス発電機2台、照明器具、これはバルーン投光器ですけれども、これを3台、扇風機を10台、それと柏原小学校へパーティション、これファミリールームのやつが70張り、それとプライベートが3張り、それと発電機が2台、照明器具3台、扇風機が10台、中学校のほうはパーティションのファミリールームが40張り、パーティション同じく3張り、それとガス発電機が2台、照明器具、バルーンが3台、扇風機は10台。

以上でございます。

議 長 (田之畑)

9番 宮地利雄議員。

9 番 (宮 地)

ただいまの答弁の中で、石油備蓄の交付金も使えそうだというのがありましたので、 これは非常に使い勝手がいいのではないかと思いますので、ぜひ担当者の会議などで深 く検討していただいて、必要な数を必要な品をきちんと議論の上、十分設置されていた だきたいということを要請しておきたいと思います。

次に、公共施設の複合施設について町長の施政方針がございました。大規模災害時の 避難施設を考えたときに将来的に複合施設の建設に向けての準備が必要不可欠となって おりますと。その前段として建設に向けた専門会議の設立を目指しますと。これまでの 議会の議論の中で、こういう話も時々出てきたわけですけれども、よく老朽化との関係 では、総合センターの老朽化が話題になります。ぜひこれは新しい設備が必要だと思い ますけれども、串良川の豪雨時における河川の氾濫等を考えたときに、この総合センタ 一の位置についても、位置の問題も含めてこの建設に向けた専門会議の議論をやる必要 があるんじゃないかというふうにも思うんですが、そこらとの兼ね合いでは、どういう ふうに考えているのか。また複合施設といえば、何と何を組み合わせた施設にするのか、 その辺の考え方もあれば答弁願います。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長(宮 原)

お答えします。

本町の公共用施設の町民の皆様の利用頻度は高いですね。今おっしゃいました総合センターや高齢者福祉センターが供用開始後30年以上経過しておりまして、長寿命化による改修や修繕などにより施設を維持している状況にありますが、しかしながら、これらの施設を現状のまま維持していくことは将来を考えたときに極めて困難な状況にあると思っております。今後のさらなる少子高齢化社会の本格的な到来や行政サービスに対する町民のニーズも複雑・多様化してくることが予想されますので、公共用施設の現状や運営コスト等の実態把握と課題などを総合的に判断し、先ほど申し上げた施設など単体で運営されている施設を複合化することによりまして、施設の維持、経費等の削減と住民ニーズに合った使い勝手の向上につながる可能性も高くなるものと期待を寄せているところでございます。

複合施設の機能につきましては、観客席を兼ね備えた音楽、演劇、公演、各種団体の発表会等が観覧可能なホールや会議室、調理室、和室、壁面ギャラリー、子育て支援が行える親子交流ルーム、図書館を考えられます。一方で財源の問題などもございますので、当面の間は既存の施設を大規模改修を行って利用していくという可能性も高いわけでございますが、いずれにしましても、複合施設の基本計画、基本設計業務を進めていくことが決定した場合には、将来的なまちの発展を視野に入れて町民ワークショップやアンケート調査などを町民の意見を尊重、重視しつつ、複合施設建設に向けての推進体制を構築してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長(田之畑)

9番 宮地利雄議員。

9 番 (宮 地)

今回初めて観覧可能な設備というものを聞きました。つまり観客席が設備、準備してある施設も中には取り入れたいということで、文化的にも重要な施設になってくると思うんですが、そのための専門会議を設立するというのも町長の施政方針の中で出ているわけですが、この専門会議についてのイメージですね、その地域の例えば駐在員なども含めた形でやっていただくのか、またアンケートという言葉も出ましたが、建築、建設関係の専門家は当然構成メンバーとして入ると思うんですが、地域の声を聞くという点ではアンケートというのもありますが、やはりできればその会議の中に駐在員なども入れて、生のその地域の住民の声も聞く必要があると思うんですが、この専門家会議の構成等について考えがあれば、ぜひ答弁をお願いします。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長(宮 原)

今、専門会議のことが出ましたけれども、現在の進捗状況につきましては、副町長を初め、総務課、企画課、建設課、総合センターを管理している社会教育課、高齢者福祉センターを管理している福祉課の職員間で意見交換を行い、施設のことに関しては施設担当課の職員及び施設利用者の簡易なアンケート調査を実施しているところでございますが、構成につきましては、数多くある公共用施設の中でも主に2施設の機能をほぼ踏襲した機能となる複合施設の検討などで、その部分を専門的に検討していくという意味での専門会議でございますけれども、構成は冒頭申し上げたとおりの庁舎内関係職員を予定しております。専門会議の設立につきましては、当初年度は避けまして、5月以降を予定しております。

以上でございます。

議 長(田之畑)

9番 宮地利雄議員。

9 番 (宮 地)

ぜひ、時間をかけた十分な議論を深めていただきたいと思います。

次に3番目の町長の施政方針の中に出ておりますプレミアム商品券の事業です。

これはプレミアムが10割らしいぞという話が既に町内ではあちこちでささやかれておりまして、話題になっております。本町では初めてとなる10割増しのプレミアム付商品券発行事業による云々ということで施政方針にも出ておりますが、購入できる条件や規模はどのように考えておられるのか。殺到することが予想されますし、もちろん抽せんということになるかもしれませんが、この商品券を購入できる条件や規模について、今考えている内容について答弁をお願いします。

議長(田之畑)

町長。

町 長(宮 原)

お答えします。

まず購入できる条件でありますが、購入対象者は町内にお住まいの方全員でございます。

次に、規模についてでございますが、1冊2万円分の商品券を1万円で販売いたします。1人当たり2冊までを購入可能とし、4,000冊を販売する計画でございます。 以上でございます。

議 長(田之畑)

企画課長。

企画課長(中島)

若干補足をさせていただきます。

先ほど議員がおっしゃいました本町初めてとなる10割増しのプレミアム付商品券発行事業でございますけれども、当然に早い順番にとなりますと、混乱が予想されます。ですから、一旦は受付をいたしまして、全部で4,000セットを予定しておりますけれども、これを超えるようであれば抽せんを行って、その結果を引換券を発送するということで考えております。それ以内で収まれば抽せんを行わずに、すぐ引換券のほうを発送したいと考えております。

以上でございます。

議 長(田之畑)

9番 宮地利雄議員。

9 番 (宮 地)

最後になりますが、中学校の校門と駐車場の整備について、町長も11ページ、最後のほうで施政方針で取り上げております。この場所は、正門の付近について管理課長から一定の考え方の説明は受けたんですが、職員の駐車場もありますよね。軽微な衝突というのか、軽微なぶつかった事故なんかも起きているような話も聞きますけれども、やはり通学する生徒の安全性を考えて、どういう形の駐車場の整備になるのかというイメージがなかなかまだ管理課当局もこれからの検討だというようなふうに受け取っておりますが、この正門付近を安全に通学できるようにしなければならないということを取り上げてきたのは、どのような問題点があって、この課題を引き出し、そしてどのような整備を行えばいいのかというのが一定程度議論がなされていれば、その辺について教育長の答弁を求めたいと思います。

議長(田之畑)

教育長。

教育長 (天 神)

お尋ねにお答えいたします。

数年前に過疎債を活用しまして、中学校の校門付近の整備をしたらという話があった んですが、ほかの事業との兼ね合いで具体化する前に話がなくなった状態でした。今回 過疎債利用のめどが立ちまして、その話が復活したと、こういうことです。

その主な理由ですが、中学校と役場の両方の職員駐車場が手狭でありまして、車同士の接触事故が何件か起きております。車に傷をつけられたんですが、分からずしまいということもありました。また、舗装もしていないので、雨の日は歩くのも支障があったりしました。また、道路に出る際、見通しが悪くて危険だからロードミラーをつけてほしいというような声もあったところです。さらに、中学生の送迎を考えますと、朝は役

場の駐車場で降りて、子供たちは2回道路を横断することになります。通行量の多い時間帯と重なるので、大変危険な状態もありまして、朝は保護者の車は一方通行を現在お願いをしております。なお、修学旅行や部活動の遠征などで大型バスを利用するときは、役場の駐車場を利用するため、役場の行事と重なると町民の駐車場利用に支障を来したことがありました。このような課題の解決のため、校門の拡張やその近辺や駐車場の整備が話題になったと、こういう次第です。また、駐車場側に温室がありますが、劣化が進み、壊れかけています。予算の関係もありますが、撤去して余裕があればプールの周辺に新設できればと、こういうふうに考えているところです。具体的には、これから検討していきますが、設計業務を委託する中で、中学校とも協議しながら生徒の安全確保を第一に保護者や両職員の利便性と安全性を考慮した整備計画をしたいと、こういうふうに考えているところです。

議 長(田之畑)

9番 宮地利雄議員。

9 番(宮地)

この駐車場の整備の問題につきましては、職員の駐車場も平日、下の広い駐車場を見るとほぼ埋まってますよね。ですから上のほうの中学校の正門の横の職員駐車場も今ちょっと事故なんかもあったという話ですが、これは町長部局を含めて、正門を通行する生徒やあるいは送迎、本来送迎すべきかどうかという問題もありますけれども、中学生の通行が安全に行われるように、できれば下の職員駐車場を拡幅すれば余裕が出るんじゃないかというようなことも含めて、一つじっくりと関係者を含めて、検討をされることを要請して、私の質問を終わります。

議 長 (田之畑)

一応午前中の予定が終わりましたが、ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時31分————再 開 午後 1時00分

議長(田之畑)

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

- 一般質問を続けます。
- 1番 小川香織議員の発言を許します。
- 1番 小川香織議員。

1 番 (小 川)

お疲れさまでございます。ただいま議長より質問の許可を頂きましたので、通告に

従いまして、質問をさせていただきます。

初めに、昨年から続く新型コロナウイルスとの戦いは国内へのワクチン供給開始を受け、新たな段階へと突入いたしました。今後は引き続き感染拡大防止に最大の注意を払いつつ、ワクチン接種体制の構築に邁進していただき、また同時に度重なる緊急事態宣言等の制約による疲弊した町民生活と地域経済への手厚い支援と体制の構築にも心を砕いていただくようお願い申し上げます。

多くの重要課題への対応と早急、かつ適切な体制の構築を迫られる中、施政の発展を具現化するのは大変であることだと考えます。しかしその局面で最も重要なのは、トップの決意と将来を見据えた計画性であり、町民目線に立つことだと思います。町長におかれましても、これまでも多くの町民目線での企画立案をなされていると存じ上げております。そのことを踏まえて令和3年度町長施政方針に関連して質問をいたします。

初めに、新型コロナウイルスの全国的収束に伴い、実効性のある効果的な施策を年 次的に着実に実施できるよう取り組まれるとありますが、具体的にどのような効果的 施策を実施するとお考えなのか尋ねます。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長(宮 原)

お答えします。

年度ごとの事業計画につきましては、原則過疎計画に基づいて事業を実施しているところでございます。その計画のある事業につきましては、過疎対策事業債を原則充当することが可能となっています。この過疎対策事業債は、地方交付税の基準財政需要額に算入される有利な地方債であるため、毎年度活用しているところでございます。昨今は、国の地方財政計画を大幅に超える要望額となり、平成26年度以降、借入れに対する制限、減額調整がかかる現状にございます。本町も減額調整されているのが実情でございます。本町においても過疎対策事業債を活用して、引き続き政策的事業を実施することは、財源確保という意味からも重要でございます。借入れの制限を受けた場合は、次年度以降に事業の実施を行うなどの対策を講じていきたいと考えているところでございます。

前年の令和2年度は、24事業ほど過疎対策事業債を活用して実施しております。 具体的に申し上げますと、1、青葉保育園の移転に伴い、認定こども園施設整備事業 の実施、2、柏原児童館を解体し、円山公園管理センターを新設、また、円山公園内 に新たに遊具を設置、3番目に下之馬場山野線、豊栄馬越線改良舗装工事を実施、4 つ目、県営事業負担金として西牟田地区、岩弘地区における圃場整備事業を実施、5 つ目、池之原小、柏原小のバックネット設置工事など施設整備を実施したところでご ざいます。

令和3年度においても過疎債対策事業債をハード事業、ソフト事業面を含め、4億

670万円を予算計上しており、人口減対策も視野に入れながら観光、集落道整備、 防災対策、学校施設等の整備に充当したいと考えているところございます。

本年度の具体的な過疎債の活用事業は、1、観光地である柏原海岸を中心とした観光地整備としてふれあいの森ドームハウスの建設、2、集落と集落を結ぶ基幹道路として下之馬場山野線改良舗装事業等の整備、3、防災計画に基づき、池之原小、柏原小、東串良中学校に防災倉庫の建設、4番目に池之原小、柏原小、東串良中学校の施設整備等でございます。今後についても新たな過疎計画を企画課が中心となり、計画策定していくところでございます。効果的施策になるよう十分協議し、計画書作成を行っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議 長(田之畑)

1番 小川香織議員。

1 番 (小 川)

町長の答弁により、過疎対策事業債における有利な予算の編成が行われていることを確認しました。感染の収束を願う中、新たな変異型ウイルスの出現など予測困難な昨今、確実な予算計画が必要と考えます。今後の状況を踏まえた予算の在り方と経常収支比率の状況も併せ、どのようにお考えになられるか、再度質問いたします。

議 長(田之畑)

町長。

町 長(宮 原)

経常収支比率の状況はどのようになっているかというお尋ねでございますが、経常収支比率は地方公共団体の財政構造の弾力性を表しており、人件費、扶助費、公債費などの経常的経費に地方税、地方交付税、地方譲与税など恒常的な収入がどの程度充当されているかを比率で表しています。この比率をおおむね70から80%の間であることが理想とされております。本町の経常収支比率は、令和元年度89. 7%、平成30年度89. 8%、平成29年度89. 6%となっております。

今後人口減少、国有資産等所在市町村交付金の減少に伴い経常的収入の減少が見込まれます。

また、国の社会保障制度による扶助費の増加、投資的経費による公債費の増加に伴い、経常的経費の増加が見込まれているところでございます。

このことから、今後ますます厳しい財政状況になると予想して、前年度からの実績に捉われることなく、事業の性格及び目的を十分に検討し、客観的かつ効果的な観点から事業の見直し、経費の節減に努めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

議 長(田之畑)

1番 小川香織議員。

1 番 (小 川)

今御答弁いただいたように経常的収支の減少、また経費の増加など今後厳しい財政が考えられる中、予算の見直しをしていかなくてはいけないという答弁をいただきました。つまり計画の中に経常的な経費の抑制に努めた予算編成や、これまでに行われた予算に関する指摘事項等の意見反映、税収増に向けた取組を含め検討がなされていくということでしょうか、お尋ねいたします。

議 長(田之畑)

総務課長。

総務課長(江 口)

お答えいたします。

確かに町長のほうから話がありましたとおり、年々厳しい財政状況になってきております。その財政を見ながら優先度を確認しつつ、各種計画との整合性を図り、なおかつ町民に安心安全で暮らしやすいまちづくりのためにいろんな角度から検討しながら国庫補助事業も含め、あらゆる部分の対策を講じていければなというふうに思っております。

議長(田之畑)

1番 小川香織議員。

1 番 (小 川)

スローガンにも掲げられる町民の幸せの実現に必要な予算編成につきましては、大変厳しい局面にもありますが、ぜひ確実に実行につながる財源の編成と確保をお願いいたします。

次に、消防・防災について質問いたします。

東日本大震災から10年という月日が流れ、本町におきましても防災について見詰め直す節目ではないかと考えます。防災とは災害を想定し起こり得る被害等の影響を最小限に抑えるための対策を講じることだと考えるのですが、災害の想定が官民統一されていなければ想定外の犠牲が起こり得ると考えられます。そこで本町における災害の被害想定の確認と想定に対する計画について尋ねます。

議長(田之畑)

町長。

町 長(宮 原)

お答えします。

鹿児島県の実施等災害被害予測調査では、南海トラフ地震による本町の被害想定として建物被害が全焼・焼失棟数570棟、半壊棟数1,900棟、人的被害が死者数が40人、負傷者数20人、要捜索者数が50人、被災1日後の避難者数は840人と想定されています。なお、これらの想定を基に、これまで様々な防災対策を実施してまいりましたが、令和3年度では両小学校並びに中学校に防災倉庫の新築工事及び備蓄物資の購入を計画しております。また、役場庁舎横に防災対策本部の拠点となる施設の設計委託を計画しており、今後さらに防災対策の強化を図る予定でございます。以上です。

議 長(田之畑)

1番 小川香織議員。

1 番 (小 川)

同僚議員の質問にも同様の防災に対する質疑を見受けましたので、私の質問は想定と計画の確認にて終了し、次の質問に移ります。

次は、地方創生まちづくり対策についてですが、災害と併せた複合施設の建設について述べられておりました。さきの質問での答弁にありました建設への考え方と進め方につきましては、質問を控え、財源の確保と計画の開始、完成の時期をどう考え進めていくのかについてお尋ねいたします。

議長(田之畑)

町長。

町 長(宮 原)

財源といたしましては、公共施設等整備基金や補助金、過疎債、ふるさと納税、一般財源がございますが、財源確保が困難な場合には、不本意ながら当分の間、既存の施設の大規模改修を行って利用していくという可能性が高いわけでございますが、いずれにしましても、複合施設の基本計画、基本設計業務を進めていくことが決定した場合には、将来的なまちの発展を視野に入れまして、今さっきも言いましたけれども、町民ワークショップやアンケート調査など町民の意見を重視しつつ、複合施設建設に向けての推進体制を構築してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長(田之畑)

1番 小川香織議員。

1 番 (小 川)

複合施設の建設におきましては、多くの財源が投じられる事業計画でありますので、

住民の声を広く拾い上げ、今後の東串良の在り方に応じた計画の推進を願います。また、本町における生産年齢人口と労働力人口の推移も考慮し、未来への負担を軽減した計画を要望いたします。

次の質問です。

本町における総合的観光事業の計画と費用対効果をどのように考え、計画されるのかお尋ねいたします。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長(宮 原)

お答えします。

東串良町総合振興計画における観光面における基本計画について申し上げますと、 タイトルといたしましては、魅力ある観光・レクリエーションの振興を掲げておりま す。

本町には、日南海岸国定公園の一角を占める白砂青松の柏原海岸、国指定の唐仁古墳群など豊かな緑と海を背景にした観光・レクリエーション資源がございます。また、まちづくりのイベントといたしまして、ルーピン祭りや農業祭、祇園祭、柏原大相撲が開催されておりまして、観光客の誘致や町の活性化に貢献しています。本町の資源を十分に生かした観光、レクリエーションの振興を図り、地域活性化を目指す必要がございます。このことから、5つの施策体系を位置づけております。

一つ目の施策といたしましては、柏原海岸の公園整備があります。近年円山公園の 遊具の整備、休憩施設の改修、先月完成、新年度からオープンする円山公園管理セン ターなど着実に公園の整備が進み、ふれあいの森キャンプ場の利用者も令和2年度で 延べ約1,500人の方が利用されております。管理センター完成時、イベントなど も計画しているので、さらなる交流人口の増加が見込まれております。先日、株式会 社おおすみ観光未来会議から姶良市の高校生約300人の遠足候補地の件で問合せが ございまして、本町の大隅スポットといたしまして、円山公園を紹介いたしましたと ころでございます。

二つ目の施策といたしましては、イベントの充実でありますが、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からルーピン祭りや柏原大相撲等、各種イベントが中止となりましたが、コロナ収束を見据えて新たなイベントの実施も計画しております。

三つ目の施策といたしましては、歴史・文化資源の活用でございます。令和3年度に唐仁古墳群の第1号墳の周濠に隣接した町有地に、県が事業主体となり、魅力ある観光地づくり事業で駐車場や駐輪場、案内看板やあずまや、トイレ等が整備されることになっております。町の観光スポットとしても期待がされております。

4つ目の施策といたしましては、観光特産品の開発PRでございます。東串良町物 産館ルピノンの里において、地元特産品の販売促進や情報発信基地として活用を図る こととしております。ふるさと納税の返礼品用としてさらなる特産品の開発や令和3年度から開始をされる円山公園管理センターにおきましても特産品や観光情報の発信も行ってまいりたいと考えております。

5つ目の施策といたしまして、広域観光の振興であります。本町と近隣市町の観光 資源を結ぶ広域的な観光ルートの整備、案内板の設置や大隅広域観光開発推進協議会、 日南大隅地区観光連絡協議会などと連携を図り、広域観光の振興を図ることとしております。今後、大隅半島全域の観光発展のための組織としまして、株式会社おおすみ 観光未来会議の活躍も期待されております。

次に、費用対効果についての考え方でありますが、先ほど申し上げました計画の下、観光資源の整備につきましては、県の振興補助事業やふるさと納税、交付税措置がされる過疎債等を有効活用いたしまして、一般財源の負担軽減を図りつつ、観光事業を展開してまいります。民間企業でありますと、企業が利益を上がる上で費用対効果は常に意識する必要がございます。民間におきましては、どれだけ大きな売上げを上げたとしても費用がそれ以上にかかるようでは、利益が得られないわけでございます。一方、市町村などの地方公共団体におきましては、身の丈に合った行財政の運用を行いながら地域に存在する資源を十二分に活用することが重要であると考えます。地域に根づいた観光資源などを育成し、地域内の新たな発展の基盤を形成すべきであると思います。貴重な本町の観光資源の整備に予算を投入することは、地域経済の発展と町民福祉の向上に多大なる役割が効果をもたらすものと捉えております。

以上でございます。

議長(田之畑)

1番 小川香織議員。

1 番 (小 川)

頂きました答弁より年次的実施可能な計画、魅力ある観光の5項目に期待していき たいと存じます。

次に、ふるさと納税についてのPRの仕方や考え方について尋ねます。

議長(田之畑)

町長。

町 長(宮 原)

お答えします。

町内のふるさと納税のPRといたしましては、令和2年度におきましては、返礼品、事業者への取材によります返礼品ページの充実を行っております。これらは原則として30を超える全ての事業者に対して実施しております。実際に売上げの上がった事業者も多く、また数字が追えるものではないですが、ふるさと納税を機会に事業者の固定客になったケースも報告されております。返礼品を誇張することは難しい中で、

町内産品の底上げにつながっているものと考えております。

一方で、9社様との継続的なつながりのツールといたしましても、ふるさと納税は効果的だと考えておりまして、各サイトより取得した情報から希望者に限定されますが、定期的に旬の返礼品情報、使い道の報告などをさせていただいております。今年度はコロナ禍の中、9社の実際にお話しできる機会が極端に少なかったものの昨年度のイベント参加の際に寄附金で松林がきれいに保たれているというようなお話を申し上げますと、多くの方が好意的に受け取られていたように感じております。このことからふるさと納税を一つの機会、ツールといたしまして、その先のつながりを少しでも取得するような考え方が大切だと考えております。

また観光業に絡めたふるさと納税の考え方についてでありますが、ただいま審議中の令和3年度一般会計予算にふれあいの森キャンプ場にドーム型宿泊施設を2棟建設する予算を計上しております。将来的な本町出身で大都市圏など県外に在住の方々や観光を目的とした方々にふるさと納税を広くPRし、一定金額以上の御寄附を頂いた場合、商品メニューといたしまして、ドーム型宿泊施設の宿泊券や町内タクシーを利用しての町内観光、施設周遊、町内飲食店でのお食事などを提供し、町内への活性化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長(田之畑)

1番 小川香織議員。

1 番 (小 川)

頂きました答弁より、本町におけるPRへの御尽力と今後の計画方針を確認いたしました。さきの答弁にありましたふるさと納税の返礼品ですが、最近、本町の魅力を知っていただくため、返礼品の中にまちを知っていただくためのカードなどの添付などPRの充実を含めた多様性の検討も必要ではないかという声を耳にしました。ふるさと納税は本町における大切なPRの場であり、財源の確保となり得る場所です。そのような場面でどのようにPRしていくのか、今後の検討課題として様々な意見が上がっていると思いますが、このような本町のPRを行うカード等の添付なども検討し得るかどうかお尋ねいたします。

議長(田之畑)

企画課長。

企画課長(中島)

お答えいたします。

その件につきましては、議員からの御意見ということで承らせていただきまして、 担当とも検討してみたいというふうに思っております。

以上でございます。

議 長(田之畑)

1番 小川香織議員。

1 番 (小 川)

ありがとうございます。今後も本町の魅力の発信に御尽力いただきますよう期待しております。

次に、水産業について質問いたします。

本町では、多くの農業支援が検討され、後継者の育成などを含めた効果と成果等が 見受けられていると耳にいたします。水産業に関しましても、今回新たな支援対策を 行うなど、水産業の発展に御尽力いただけることが施政方針にも掲げられていますが、 水産業の担い手、後継者問題、経営を含め、大変厳しいという現状も耳にする中、ど のように経営の維持、安定と将来性のある支援を検討されているのか、お尋ねいたし ます。

また、併せて水産業の発展と今後の推進を考え、関係者各位から声を取り入れた対策を講じていかれるのかということも含め、御答弁いただきたいと願います。

議 長(田之畑)

町長。

町 長(宮 原)

お答えします。

本町の漁業は志布志湾を漁場とする沿岸漁業が中心となっておりますが、湾内に依存した操業などで水産資源が枯渇が懸念されています。安定した漁獲高を維持するため、毎年ヒラメやマダイの放流事業を行い、資源管理型漁業を支援しております。

また、令和3年度におきましては、種子島周辺漁業対策事業を活用し、漁船の整備や修理、点検等を行う浄化施設の修繕を行う計画です。経営時の観点からも安心安全な操業を行っていく上で必要不可欠な施設であります。今後も導入や整備の必要性が高い施設整備等の支援は国、県の事業を活用しながら行ってまいりたいと考えております。

以上です。

議 長(田之畑)

1番 小川香織議員。

1 番(小 川)

すばらしい答弁だと思います。本町において水産業の発展というのはこれから取り 組むべき課題だと感じております。どうぞ今後も水産業関係各者の声を聞き、御尽力 いただきたいと存じます。 次に、高齢者福祉対策について尋ねます。

本町における福祉サービスへの充実に対する御尽力はすばらしいものであると考えます。しかしながら、サービスの充実を考慮することによる財政負担に対する課題も大きく、将来における大きな課題と危惧するところでございます。国も令和3年度の介護報酬改定における論点に自立支援、重度化防止の推進、介護人材の確保と介護現場の革新、制度の安定性と持続可能性の確保を上げられております。つまりこれまで介護サービス受給者に対する支援等だけでなく、介護者に対する支援等の充実も重要であると考えられているのではと思うのです。そこで、本町における福祉対策においての介護者支援につきまして、今回の施政方針上の計画に含まれているのか、お尋ねいたします。

議 長(田之畑)

町長。

町 長(宮 原)

お答えします。

高齢者福祉対策の一環としまして、家族の介護をしている方への支援は高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画に含まれているのかとのお尋ねであろうと理解しておりますが、先般高齢者問題審議会で3回の審議を経まして、答申をいただいているところでございます。計画の中では御質問の件は、地域支援事業の部分で取り上げております。具体的な地域の保健、医療、福祉の多職種連携による地域ケア会議によりまして、高齢者とその家族に対する支援の充実と、それを支える体制の整備を推進することが重要とし、高齢者やその家族の個別事例の検討を通して、実効性のある支援の定着と普及に努めていくとしたところでございます。また、本町独自の施策であります介護者福祉手当につきましても、介護者の心労の労をねぎらうため、令和3年度も継続して実施するとしたところでございます。

以上です。

議長(田之畑)

1番 小川香織議員。

1 番 (小 川)

本町におけるサービス充実への取組は本当にすばらしいものであると考えます。今 後も住民の安心した生活支援に御尽力いただきますようお願い申し上げます。

次に、児童福祉対策における子育てサポートの充実に対する計画について尋ねます。 これまで子育てにおける多様な支援が検討、協議され、町独自の支援対策も整備なさ れるなど大変誇らしい面であると考えます。今後は、細部に対するサポートも同時に 行っていただく必要があるのではと思うのですが、例えば庁舎内にはベビーベッドや ユニバーサルベッドが設置されておりませんし、授乳室もありません。これはほんの

会議の経過

一部ではありますが今後のサポート体制の充実にこのような細部へのサポート体制の整備も含めた検討が必要だと考えますが、施政方針と計画の中にこのような対策支援 についても盛り込まれているのか、お尋ねいたします。

議 長(田之畑)

町長。

町 長(宮 原)

お答えします。

本町の子育てサポートに関わる施策につきましては、令和2年度に設置いたしました子育で包括支援センターで実施します母子手帳交付から18歳まで子育て相談や療育相談、乳幼児健診等を通じ、必要な支援を継続的かつ包括的に実施していくこととしております。また町内の保育所や児童相談所、基幹相談支援センターなど他の関係機関との連携を図りながら支援体制の強化も引き続き図っているところでございます。その他、令和3年度に拡充を図ることとしております赤ちゃんのすこやか支援事業や保育園児の副食費の補助、新生児のおむつ購入費補助も継続して実施していきたいと思っております。

いずれにしましても、子育てに関わる物心両面のサポートの充実は本町の子育て環境への大きな期待につながるものと考えているところでございます。また、子育て支援に必要な施策整備等につきましても、今後関係部署等で整備の優先事項などを検討し、計画的に整備していきたいと考えているところでございます。

以上です。

議長(田之畑)

1番 小川香織議員。

1 番 (小 川)

ただいま答弁いただきましたように、今後はハード面、ソフト面を含めたサービス 提供システムへの御尽力に努めていただけることを期待し、次の質問に移ります。

芸術文化活動について質問いたします。

ワクチン接種の開始による重症化の予防の兆しと変異株への対応等の先の見えない コロナ禍における計画の検討を進めていく上で、前年度の経験を踏まえた今後の活動 の充実や推進を支援する計画の策定について尋ねます。

議 長(田之畑)

町長。

町 長(宮 原)

お答えします。

芸術文化活動につきましては、今のところ町文化協会を中心とした生涯学習講座や各文化団体との連携を図りながら町文化祭の開催を目指しております。ただし、状況によりましては、令和2年度と同様開催を見送ることも予想されますので、新型コロナウイルス感染症の動向を見守りながら感染防止策を図り、町民の皆様が安心して観覧、出演できるよう努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議 長 (田之畑)

1番 小川香織議員。

1 番 (小 川)

感染予防を実施しながら、ぜひ計画の推進を行っていただきたいと願います。

次に、本町における男女共同参画について質問いたします。

本町における男女共同参画の考えと取組を尋ねます。また併せて女性管理職の割合を尋ねます。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長(宮 原)

お答えします。

社会構造の変化、男女雇用均等法の定着など女性の社会参加が増えてきております。 豊かで活力ある未来を築くため、お互いの人権を尊重しながら一人一人が持っている 個性や能力を発揮していくことが最も重要なことであると位置づけております。男女 平等をめぐる意識づくり、環境づくりに町全体で取り組むことを町の基本理念として おります。また、女性の活躍によります社会の活性化、男性が職場だけでなく、地域 や家庭にも積極的に関わっていけるまち、住みやすいまち東串良の実現に向けて、町 民と町が力を合わせていくことが男女共同参画を構築していくことを目指しておりま す。町といたしましては、三つの基本目標を掲げているところでございますが、一つ 目といたしまして、人権尊重の視点に立った男女平等意識の確立でございます。男女 平等参画社会の実現のためには、男女が平等な立場であらゆる分野におきましても、 個性と能力を十分に発揮することが重要で、私たちの身辺にある習慣や制度の中の固 定的な性別役割、分担意識や差別意識を解消し、全ての人が参画しやすい環境づくり が必要です。そのために行政におきまして男女共同参画の現状等につきまして、実態 を把握し、様々な広報、啓発を推進し、分かりやすい情報を提供していくことが必要 となります。

二つ目といたしまして、男女共同参画社会の実現に向けた環境整備の推進であります。女性にとっての職業生活の維持は、出産や育児を理由にやむなく中断せざるを得ない場合が多く、加えて家庭内における家事や介護等の問題は、少子高齢化や核家族

化など家庭形態の多様化が進む中、女性に偏っている場合が多く、就業の断念につながっている状況があります。子育てや介護については、社会全体の取組として支援する必要があり、安心して子供を産み育てられるよう仕事と両立できるよう子育てや介護に係る負担を少しでも取り除く様々な支援が重要となっております。今後は、男性も女性も仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など様々な活動を自分の希望するバランスで実現できる状態への促進が極めて重要となります。同時に次代を担う子供たちを社会全体で育む環境づくりが求められております。

三つ目といたしまして、男女共同参画による活力ある地域づくりの推進であります。 男女共同参画社会を形成するためには、町民一人一人が男女共同参画社会に関する理解を深め、地域で生活する者として様々な活動に取り組むことも重要です。特に過疎、高齢化が進行している本町においては、地域による協働が非常に重要です。今後ますます多様化、高度化、複雑化する地域社会の中で自立したまちづくりと男女共同参画社会の形成に当たり、積極的な女性からの参画、提案を取り入れ、幅広い分野において男女双方の意思を反映させる共生、共同の体制づくりが必要です。これらの基本目標を踏まえまして、各課におきましても男女共同参画施策に取り組んでいるところでございます。

また、東串良町男女共同参画推進懇話会では、毎年検討を重ねまして、男女共同参画に関する講演会で講師をお招きし、実施しているところでございます。残念ながら令和2年度の講演会では新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、中止となりましたが、令和3年度はコロナウイルス感染が収束に向かい、講演会が開催できることを願っております。開催の際は多くの町民の皆様に参加いただきまして、男女共同参画社会の構築につなげてまいりたいと考えております。

それと本町における女性管理職の割合については、0%でございます。残念ながら 女性の管理職がいないのが実情でございますが、課長補佐については1名で5.6%、 係長につきましては7名で36.8%となっております。これは私が就任した5年前 の平成28年3月においては女性管理職はもちろんのこと、課長補佐も0名、係長は 1名という状況でした。このことからも女性管理職はおりませんが、女性の登用は進 んだものと自負しております。今後も性別にこだわることなく登用してまいる所存で ございます。

以上です。

議長(田之畑)

1番 小川香織議員。

1 番 (小 川)

確認いたしました。本町における男女共同参画への考えを踏まえ、管理職の割合状況も踏まえた上で今後能力に応じた女性の活躍を本町におかれましても推し進めていただきたく存じます。

最後に、ともにつくるまちづくりについて質問をいたします。

会議の経過

町民の声を聞き、共同のまちづくりを行うために工夫されていること、つまり少子 高齢化や生活様式の変化など変わり得るまちのニーズに対応し、真に町民に寄り添っ たまちづくりの実現を図るための取組について、町長のお考えをお尋ねいたします。

議長(田之畑)

町長。

町 長(宮 原)

お答えします。

共同とは行政だけでなく、地域の振興会組織、ボランティア、NPO、企業など多 様な主体が共通の目的実現のためにお互いを理解し、お互いの自立性を尊重しながら 対等な関係を築き、それぞれの特性を生かして役割を分担し、連携、協力することで あります。そして、その成果と責任を共有することでございます。町民の声を聞く場 といたしまして、幾つかの例を挙げさせていただきますと、毎年4月に開催しており ます振興会長会でございますが、主に振興会長にお願いする業務説明や各課からのお 知らせ等を説明させていただいていきますが、振興会内での問題等があれば質問を頂 きまして、各担当課で対応していることでございます。また、令和2年度から立ち上 げました役場職員を含め、町民の皆様が参加しての東串良町未来作戦会議の取組が行 われているところでございます。この会議のコンセプトは、1、まちの課題と理想の 未来図を共有すること、2に企画を考え、小さな一歩を踏み出すこと、町内外でつな がることであります。活発な様々な意見が出されまして、その概要につきましては、 定期的に町の広報紙におきましても、東串良未来研究室のコーナーで御紹介させてい ただいております。今月、3月号にも記載しております、さらに町ではまちづくり支 援補助金を活用していただくことで振興会組織内の個人個人のつながりを強くしてい ただく活動の支援も行っております。同様に各振興会への振興会交付金も交付してお りまして、これらを御活用いただきまして、地域づくりに積極的に参加し、今の時代 にふさわしい共助の仕組みをつくっていただくことを目指しております。

以上、申し上げてまいりましたことを今後も引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長(田之畑)

1番 小川香織議員。

1 番 (小 川)

最後に情報発信の方法について、LINE等のSNSの活用計画について尋ねます。 自治体では、情報発信の方法を多様化し、多くの世代への発信を工夫されていると ころもあります。本町でもこのような情報の多様化への検討は可能でしょうか。

議 長(田之畑)

町長。

町 長(宮 原)

お答えします。

計画につきましては、考えていませんが、現在、本町の防災行政無線は、屋外無線 機が25機、戸別受信機が町内90世帯へ73%配付させていただいている状況でご ざいます。このような状況から年間2回、戸別受信機を受領していない町民への周知、 広報を町広報紙で記載させていただいております。議員の提案でありますように、情 報発信及び防災の観点から防災行政無線の情報をLINEと連動して周知、広報を実 施している自治体は全国には存在します。しかし、このような情報を発信している自 治体はそもそも防災行政無線の活用回数が本町のような1日3回といった頻繁に広報 されるのではなく、必要最低限の回数にとどめている状況です。また、近隣では、情 報発信のツールとしてLINE以外のスマホアプリを活用して、防災情報やまた他町 のイベント等の情報を発信している自治体も見受けられます。LINEを初め、スマ ホアプリを活用した情報発信については、初期導入費ランニングコストといった費用 面が多額に発生します。現在の町民の人口及び年齢層を考慮した場合、まずは戸別受 信機を町民の家庭1軒1軒に配付することが重要と考えております。また、町が発信 する防災行政無線を聞き逃した方々等に対しては、専用電話番号に電話していただけ れば、最新の放送内容が再度聞き取りできますので、活用していただければと考えて おります。

以上です。

議長(田之畑)

1番 小川香織議員。

1 番 (小 川)

新たな事業計画におけるランニングコストという課題もありますが、さきの質問にもあります生活様式の変化に対応した情報発信の多様化についても今後検討していただき、多くの方へ情報が発信されることを期待、要望し、私からの質問を終わりたいと思います。

議 長(田之畑)

ちょっと休憩します。

議 長(田之畑)

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。 一般質問を続けます。

次に、4番 牧原完治議員の発言を許します。 4番 牧原完治議員。

4 番(牧原)

私も施政方針に基づいた質問を2点ほどさせていただきたいと思いますが、まず1番目の地方創生、まちづくり対策で複合施設の建設に向けた専門会議の設立を目指しているということで、これについては同僚議員からの質問があり、十分理解したわけなんですが、私がまだ尋ねたいことが1点ございまして、この複合施設というのは、災害、特にうちの場合は、水害が度々起こるんじゃないかと心配されるわけなんですが、その水害も考えた施設をつくるということで、二つの施設に限定ということで町長は答弁されましたが、例えば総合センターの隣に中央分団の消防車庫があるわけで、詰所があるわけなんですが、あそこもやっぱり水害の対象地域じゃないかと私は思うわけです。大隅消防組合の本部も昨年水害でやられたということもございまして、このついでに分団が今、川西、新川西、柏原、中央分団とあるわけなんですが、別府原もありますが、ここを統括した消防分団の統合というようなことも考えられないかということも考えているわけなんですが、インフラの整備もされております小さいまちでございます。その辺の計画はないか、あえて二つの整備に限定しているんだということか尋ねたいと思います。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長(宮 原)

お答えします。

今議員おっしゃるとおり、その複合施設にはどうしても防災避難センターも兼ね備えたものでございまして、ぜひそういうこともまた考えた考え方でございます。それとこの総合センターに代わる、さっきもお答えしましたけれども、観覧的な考え方というか、志布志とちょうど鹿屋市の真ん中で集客力もあるということも考えまして、どうしてもそういうものをつくりたいという考えでございます。もちろん今言いましたとおり、その避難のことも考えた施設でございます。

議長(田之畑)

4番 牧原完治議員。

4 番(牧 原)

ぜひ総合的なことも考えて計画されたらと思っているところでございます。

次に、岩弘地区のファームポンドの件なんですが、この件については、県の事業であり林田土地改良区の管理は林田土地改良区です。町長に質問するのは筋違いかと思いますが、施政方針で出ておりましたので、質問させていただきたいと思いますが、揚水機場については、まずパイプラインになりますと水の取水量が多いわけなんです。一つは林田土地改良区管内、岩弘から前牟田、西牟田ずっとですね、この地域内の約700个クタールでございます。それを全体を考えた場合に水はどうか。もう一つは渇水期の場合ですね、串良川から今林田堰と昭和堰で取水しているわけです。これも取水の限界がございまして、最高二つ合わせて毎秒4トン未満だと思っております。それだけしか取れませんので、それの渇水期で串良川が減水した場合はどうなるかというようなことを考えて、岩弘の80町歩の考えについては、もう何も水口ですから問題ないわけなんですが、その全体を考えた場合、揚水機場が一番取水口に持ってくるのはどうかというようなことを危惧しているわけでございます。その辺のお答えがあれば町長に答弁をお願いしたいと思います。

議長(田之畑)

町長。

町 長(宮 原)

お答えします。

岩弘地区の圃場整備の揚水機場につきましては、換地委員及び林田土地改良区と協議を重ねまして、最も経済的となる場所を選定しております。また、他の地区の用水確保に問題はないかにつきましても、岩弘地区においても道路、排水路等の用地確保をするために農地をそれぞれ減歩しておりまして、植栽面積においても整備前より面積が減少するので使用する水量も減る方向にございますので、他の地区への用水確保については問題はないと考えられております。

最後に、渇水時を考え排水利用のできる場所の検討ですけれども、建設コストが上昇すれば、維持管理も増えることとなりまして、場所の確保となれば、また減歩率をさらに上げることになりますから、総合的に判断した結果、計画には含まれておりませんので、そういうことです。

以上です。

議長(田之畑)

4番 牧原完治議員。

4 番(牧 原)

圃場整備が、パイプラインができる前は岩弘から田植が始まり、順番に田植を、町長も水田地帯ですので経験されていると思いますが、岩弘が田植が済まないと水が下に流れてこない。そして池之原、そして川西、新川西地区と順番で水を取っていたわけです。これが平成8年に川西地区が圃場整備をしまして、パイプラインになったわ

けです。そうしたところ、50キロのモーターで2台でくみ上げるわけなんですが、パイプラインになりますと、どこからでも田植が、代掻きもできます。川西地区がパイプラインになった当時、水が下流側が烏帽子前牟田、新川西方面が足らなくなったんですよ。そして県はどうしたかといいますと、あまり取り急ぐものだから池之原の排水が堅田樋管に全部流れます。それで堅田のところに排水路にポンプをつけて、それから川西陽水機場に伐根させる施設をつくりました。そのように一つのパイプライン地区が一挙に水を取ると下流側が水位がずっと減るんですよね。そういうこともございました。それで西牟田雪山地区については、排水路を再利用しております。そして雪山のほうに水を送っております。やっぱり渇水期を考えた場合は、排水路からも取れる施設を今後検討していかなければならないと思います。十分パイプラインで水は足りるわけですが、ほとんどが出しっ放しということもございます。一番いいのは、水道メーターをつけて、それによって、水利費を加算すれば大分節水がされると思うんですが、それは不可能でございますので、排水路の水も取る検討もしていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

議 長 (田之畑)

それでは、次に、7番 前田 隆議員の発言を許します。 7番 前田 隆議員。

7 番(前 田)

それでは、私も通告に従いまして、2点ほど質問させていただきます。

第12回全国和牛能力共進会に向けての対策についてですが、町長の施政方針において令和4年度の全国和牛能力共進会を踏まえて出品対策を強化し、1頭でも多く出品できるよう努めるとあるが、どの部門に重点を置くのかということでお尋ねいたします。

第12回全国和牛能力共進会は、来年の令和4年10月6日から10日まで5日間、霧島市で行われます。その中で8区、9区、9区はないんですけれども、8区と特別区がありますよね。この中で1区は種牛です。2区、3区、これは若雌14から17か月、肉はですね、これは県内で2頭、それと3区、若雌の2、17から20か月未満ですね、これも県内で2頭です。大変難しい区だと思います。だからあと目指すのは、第4区は、繁殖雌牛群、これは現に今生まれています。そして第5区が高等登録群、これは高等登録群と言えば、おばあさん、お母さん、子供、親、子、孫、この親子3代ですね、これが群内で3頭1組です。それで目指すのは、6区、総合評価群、これが群内で4頭ですね、これが20年の10月7日から21年5月6日生まれまでの牛です。目指すには、どこかこの辺を目指したほうが、町としてはいいんじゃないかと思うんですけれども、我がまちとしては、どの区を重点において選考されるのか、その辺を教えてください。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長(宮 原)

お答えします。

どこの出品区に重点を置くかという質問でございますが、その前にどんな出品区があり、本県の割当て頭数が何頭になっているのかを御説明申し上げます。

第1区、若雄に2頭、第2区、若雌1に2頭、第3区、若雌の2に2頭、第4区繁 殖雌牛群に3頭1組、第5区、高等登録群に母・娘・孫の3頭の1組、第6区総合評 価群の種牛に4頭1組と、肉牛群に3頭1組、第7区脂肪の質評価群に肉牛3頭1組、 第8区去勢肥育牛に1頭、特別区といたしまして、高校、農業大学校に1頭、計9出 品区に24頭が出品されます。この中で第1区と第6区、及び第7区、第8区、特別 の10頭については対象外となりますので、残り5出品区の14頭が出品の対象とな ります。この中でどこに重点を置くかということですが、全ての区において重点を置 くべきではありますが、本町の過去の実績を振り返りますと、昭和45年に開催され ました第2回鹿児島県全共から平成29年に開催された第11回宮城全共までに6回 出場し、16頭を出品している中で、若雌での出品は1頭出品があったのみでほとん どが組出品で出場しております。若雌単位での出品は、肉用牛頭数の多い鹿児島県か ら代表に選ばれることは非常に厳しいと考えますので、今回も繁殖雌牛群、高等登録 群、総合評価群に重点を置くほうが有利ではないかと考えているところでございます。 現在、繁殖雌牛群、高等登録群については、出品条件に適合する牛をリストアップし、 毎月1回の巡回指導を実施し、選考を行っているところでございます。 若雌4頭と総 合評価群4頭については、今年7月から来年5月までの期間に子牛競市に出場してき ますので、条件に適合する子牛を導入、保留していくこととなります。今回は、50 年ぶりの地元開催ですので、狭き門にしのぎを削ることになりますが、関係機関、団 体の指導の下、生産者と指導者が一丸となって雌牛14頭の中に1頭でも多く出品で きるよう取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

以上です。

議長(田之畑)

7番 前田 隆議員。

7 番(前 田)

ただいまの町長の答弁では、4、5、6区に重点を置くと今ありましたけれども、4区は既に生まれているわけですよね、4区と5区は。もう5区は今東串良で1組、これがいけるかな、いけないかなというような状態だそうです。だから一番重点を置くのは僕は6区だと思うんです。6区は今年の令和3年7月競りから来年の2月競りまで。というのは2020年10月7日から2021日5月6日までということは、早ければ今年の6月競り、もう来月、再来月ですよね。出品されます。それで最後は

来年2月競りまで、早ければ1月競りまでだと思います。だから群内で6区は4頭で すよね、群内で2区、3区は県内で2頭ですから大変難しいと思います。宮城の場合 は、系統雌牛群といって、我が東串良が一番得意にしていたところがあったわけです よ。そこで4頭我がまちから出品されましたね、系統雌牛群で。それで全国で3位と いう成績を上げました。だからこの区がもう、今度12回はなくなったんですよ。我 がまちが一番得意とするところがなくなったんですよ。だから今度は、大変じゃない のかな、恐らく1頭も行けないんじゃないのかなと考えるところであります。ですか ら、この6区を重点区にしてもらえれば、今から競りに出る。競りに行けば分かりま すけれども、恐らく1競りに、これに該当するような牛が、これは雌雄牛は決まって います。鹿児島県の華忠良と、それから上別府種畜場の安亀忠、それと薩摩郡の徳重 の諒太郎、この3頭の種牛の中から選ばれるんです。だから肝属には諒太郎の子供は ほとんど出ないです。だから安亀忠と華忠良、恐らく安亀忠でここはいくんじゃない のかなという感じはします。地元の雌雄牛ですから。だからこれを1か月に1頭、出 るか出ないかの候補牛を何人かで競り合えば恐らく高額な値がつくと思うんです。だ から農協のJAの担当者にも話をしたのは、うちらみたいな70歳を超えた人じゃな くて、若い、30代、40代の後継者がいっぱいいます。その子たちに全共のありが たさ、全国和牛能力共進会で上位に立てば子牛の価格は全然違います。今、肝属家畜 市場は県内で2番目に高いです。1番は薩摩郡。これは特殊な雌雄牛がいますから、 あそこには勝てません、今のところ。それで今全国で7番目です。それぐらい肝属の 市場は今重要視されています。子牛も高いです。特にこの東串良の子牛は特に高いで す。というのは、宮城全共で日本全国から農家が集まってきているわけですから、宮 城全共で東串良、町長も行かれたけど、東串良という名前が物すごく売れました。と いうのは、ここの担当の柳谷さんがまえかわ系統に対してプレゼンテーションをされ ました。それが物すごくよくて、だから今東串良の子牛は高いです。だからこの第6 区を重点に置いて、これで若い成年後継者が1頭でも多く持っていかれるような政策 が必要だと思います。牛の場合は、なかなか値段がつけられにくいです。100万円 するか、200万円か、去年だったですね、鳥取県で800何万円、900万円近い 牛が出ました。うちもこの前12月に行ってきました、鳥取に。競り価格がびっくり しました。子牛が競りに出れば、普通ここは30万円どうぞ、40万円どうぞです。 向こうは、100万円どうぞです。100万円から競りが始まります。それで百二、 三十万円はざらです。普通の牛。150万円、200万円、高いのは300万円しま す。それだけ違いがあります。それは雌雄牛の関係ですね。だからこの6区でぜひ勝 負をしてもらって、こんなこというと、ちょっと悪いような気もしますけれども、そ の若い成年後継者にぜひ鹿児島県の全共に行ってもらうためにも町からの何らかの手 だてが必要じゃないかと思うんですけれども、そこら辺をちょっと町長にお伺いいた します。

議長(田之畑)

町長。

町 長(宮 原)

議員おっしゃるとおり、今年初めてというか、50年ぶりの地元開催ですので、それに取り組む姿勢といたしまして、個人に出すわけにはいきませんので、振興会当たりで要望等いろいろなことがありましたら、声をかけただけたらありがたいんですけれども。こういう力強いというか、我がまちは我がまちで、5年前にいったことを考えますとどうしても力強い若い後継者に対しましても、何か支援できるものがあればということで、個人ではできませんけれども、そういう形を取らせていただければありがたいと思っています。

議長(田之畑)

7番 前田 隆議員。

7 番(前 田)

今、町長の回答にもありましたけれども、ぜひこの問題をこれから先、我がまち、 肝属郡、東串良を支えていく大事な全共だと思います。だからぜひ我がまちから1頭 でも多く出品ができるように何らかの手だてを要請して次の質問に移らさせていただ きます。

次は、基腐病の対策についてですが、令和2年度は基腐病でサツマイモ農家は多大な被害を受けた。今後作付しない農家も出てくると思われるが、町としての対策を尋ねるとありますが、私もこの問題は2年ぐらい前からかな、ちょこちょこ話を聞いていたんですけれども、コメリの農家アドバイザーという方がこの問題に物すごく取り組んでいらっしゃいました。それでその方にちょっと話を聞こうかなと思って、資料もこんないっぱい書かれた資料をもらいました。それで今年の1月11日、我が集落の芋農家に12軒ほどこの問題をみんなどう思うやと。基腐病でどうでしたと。したこんなら3分の1しか取れなかった。イノシシ被害もありますけれども、半分、中にはもうほとんど全滅だという農家がおられました。それでこのアドバイザーにちょっとその話をしてくれんやと、農家に話をしてくれと、いいですよと快く受けてもらって、1月11日に12軒の農家に岩弘中公民館を借りて、この資料を自分で印刷をして、12軒の農家に話をして出席してもらいました。残念なことに3軒の農家しか来てもらえませんでした。それでその中で話をしてもらって、この資料を見てみれば、大変いいことが書いてあります。ああ、なるほどなということで、町としてどんな対策を今考えていらっしゃるのか、そこら辺をお尋ねいたします。

議 長(田之畑)

町長。

町 長(宮 原)

お答えします。

サツマイモ基腐病につきましては、平成30年度より被害が拡大し続けております。本町におきましても非常に深刻な問題の一つであると認識しております。それに対し、令和2年から県においてサツマイモ基腐病対策プロジェクトチームが発足し、試験、研究が行われております。同チームでは令和3年においても、防除や被害軽減のための試験栽培が開始されております。しかしながら現状、農薬だけの防除では不完全であり、被害の防止軽減のためには、病害に対する正しい知識と対処方法を農家の皆様に知っていただく必要があると考えております。その周知の一環といたしまして、3月2日に町保健センターにて病害対策説明会を開催いたしました。今後についても広報紙やリーフレット、説明会等を通じて、情報発信を継続的に行っていきたいと考えております。

また、令和3年作においても基腐病の被害を軽減し、経営を継続していただくことを目的といたしまして、農薬の購入支援を検討しているところでございます。なお、農薬につきましては、令和3年3月10日に新規登録されましたアミスター20フロアブルでございますが、購入の支援と併せて本薬剤の適切な使用方法、散布時期等については、適時情報を発信させていただく予定でございます。

以上でございます。

議長(田之畑)

7番 前田 隆議員。

7 番(前 田)

今町長の回答では農薬を使うと。農薬の補助を出すというような回答だったですよ ね。このアドバイザーがまとめられた資料によりますと、菌ではないと。農薬では絶 対にこの基腐病は解決できないということですね。ここにいっぱい書いてありますけ れども、原因は何かというと、簡単なことでした。サツマイモを植える圃場がやせて いると。やせているから、葉が枯れるんだと。何でですかと、これを見ると分かりま すけれども、今マルチでサツマイモを植えますよね。マルチで植えた場合は、マルチ の中の温度が30度から35度ぐらいが適温だそうです。それでこの夏場になります と、中が60度から70度ぐらいまでなるそうです。だからそれで根が枯れると。根 が枯れるからつるも枯れるというのが、この人の回答です。この人も10年前からこ れを研究されていたそうです。それで、普通の露地栽培の場合は、露地の場合は、水 分不足になるんだと。日が照れば、水分不足になるから根が枯れると。なるほどなと。 どうすればいいんですかと言ったら、まず園場を肥やすこと、菌でもないと、農薬も 効かないと。酵素は効くけど酵素は金が高いということですね。葉を茂らせれば紫外 線が通らない。マルチの中の温度も上がらない。それが一番だと。ここに写真もちゃ んとありますけれども、自分で園場でされたあれが、これに、これはその人がつくら れている畑、隣の畑は全滅だそうです。だから前田さん、簡単な方法ですよと。畑を 肥やせば、この方法はちゃんと解決できますよと言われたんです。これにもちゃんと 書いてあります。感心なことに、先人の言葉も書いてあります。ジャガイモは灰をま

ぶせばいいと。灰というのは木炭ですよね。木炭は消毒と肥料の仮の効果があると。 スイカは油かすを入れるとおいしいと。これは先人の言葉です。書いてあります。な るほどなと思います。カライモは骨粉を入れるとおいしい芋ができると。何でかと、 リン酸粉が多く含まれ、つる、葉が適量に吸収され、茂り、しかも長効きするためお いしくなるとあります。だからこの人にも連絡を取ったんですけれども、町としてこ ういう人の話を講演を聞いてみて、何人、岩弘みたいに12軒言ったけど3軒しか来 なかったと。それで今、この方は我が町はいなかったそうです。大崎、曽於郡、それ と鹿屋、宮崎の串間で27戸、自分で実験圃場をつくってみて、1人5反か1反か幾 らか分かりませんけれども、27戸の農家がこれに賛同されたそうです。それで20 ヘクタール、20町歩ですね、今年実験をすると。それでそのためにも我が岩弘地区 でこれに参加してもらえないだろうかと思って、うちも提案をしたんですけれども、 悲しいことに誰1人手を挙げてもらえませんでした。だから、こういうのを講演をし てもらう機会をつくってもらえば、この方はいつでも来ると。人のためになるんだっ たらいつでも来ますよと。しかも報酬は幾らですかというと、報酬なんて要りません と。みんなのためになるんだったら、いつでも出ていきますから、前田さんそうして くださいと。うちの農家に尋ねてみたら、今年までカンショをつくって、今年全滅だ ったら来年からはカンショはつくらないと。でも私の地区でカンショがなくなれば何 をつくるのかと。もう仕方がないと。もう畑を返すしかないと。それは遊休農地が増 えるわけですよね。山沿いはイノシシにやられ、また基腐病にやられ、カライモをつ くっても赤字だと。1反に四、五万も上がらないと。だから今年駄目だったら来年は カライモは絶対つくらないと。もう今、カライモのところ見てみるとこんなにしてま すよ、つるがね。だから作付が始まります。だからぜひこの方を呼んで、うちは大変 ためになると思うんですけれども、この方をこの話を何人聞かれるか分かりませんけ ど、そういうのはできないのか、お尋ねいたします。

議長(田之畑)

町長。

町 長(宮 原)

今議員のおっしゃるとおり、そういう有効の、昔は芋をつくるとき、堆肥を入れごったのを今考えつきまして、昔はおやじは昔こういう時、ざるでですね、ひとおれひとおれ入れごったのが今ちょっと頭の中に浮かびまして、言われて昔は芋をつくるのに堆肥を入れよったなと思っておりまして、それは当たり前なのかなと思っておりまして、それと議員の中になかったんですが、枕をつくらないというのも何かそういうことを言われたと聞きまして、今も枕をつくります、農作業のために。水はけのよさというか、そういうのも考えたときは、本当にそうなんだろうと思っております。それと今、油かすというのは、昔はスイカも使いおったんですけれども、スイカは長距離に輸送するために、スイカ、すぐ割れやすいということは油かすを使うと割れやすかったんですよね。それで輸送用に油かすを使わなくなったんですけれども、今後そ

ういうことをまた考えて、機会があればぜひコメリのアドバイザーですか、お招きしてお話も聞いてみたいと思っております。それと町にそういうのを促して、初歩的ではないけれども、原点に返ろうというのは議員の話を伺いまして、何か原点に返るような農業、農作業かなと思っておりまして、それでまた検討させていただきたいと思っております。

以上です。

議 長(田之畑)

7番 前田 隆議員。

7 番(前 田)

今、町長が言われた枕をつくらない、水はけをよくする。それで昔は元肥は堆肥を・・・聞き取り難し・・・と。でも今は反別が広いものですから、なかなか難しいので、化学肥料に頼っていると。だから地力がないんだと。それも全部これに書いてあります、その方にですね。全く今町長が言われたのは全部これに書いてあります。だから、機会があれば、この方を呼んでさっき言ったように何人参加されるか分かりませんけれども、我がまちもカンショがなくなれば大変だと思います。本当に。だから農家を助ける意味でも、ぜひこれは前向きに検討していただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

議長(田之畑)

次に、3番 瀬戸山譲一議員の発言を許します。

3番 瀬戸山譲一議員。

3 番(瀬戸山)

通告に従って質問させていただきます。

今、前田議員が言われたことと関連してくることなんですけれども、よくつながるような形でお話ができるのかなと今思いました。農業全般のIPMへの取組についてです。

自分自身はIPMって何よということをちゃんと調べてみたら、IPMのPが問題なんですけれども、実はこのPはある言葉のまとめた頭文字だけがPなんですけれども、これはちょっと後で言いますけれども、このIPMは、つまり今言われました前田議員が言うことにも関連づけてくるんですけれども、ずばり自分は何を言いたいかというのは、後々また次の議会とかで言おうと思っていたんですが、今回IPMを出して、前段階で訴えてみようと思っていたんですけれども、ずばり結論から言えば、環境保全型農業というのを東串良が宣言したらどうかという、まず手始めにこのIPMを取り上げた次第です。

それでこのIPMがどういうことかといったら要するにここに書いてありますね。 総合的病害虫・雑草管理ということです。要するに何かといったら、病害虫を殺す薬、 除草剤を減らすということですよね、目的は。それでIPMのPの意義は後から言いますけれども、その前に、3年前に自分たち議員で志布志市の農業公社に研修に行きました。そこは施設園芸を志布志市の政策として重点的に取り組んでいるということで、そこに行ってびっくりしたんですけれども、そこにいらっしゃった農業技術員の方がもともと東串良にいらっしゃった方でした。本人いわく、何を言われたかというのは、これから施設園芸をしていく上ではIPMが最重要課題になるとおっしゃったんですね。自分もIPMって何だろうと思っていて、自分はそのとき、施設園芸の中の畝に生えている除草について聞いてみたときにIPMを言われたんでしたね。IPMって何だろうということを後々よく調べてみました。

それで、このIPMについては、去年、森山代議士がうなぎ太郎でお食事会をしな いかということで議員なんかも呼ばれていったときにピーマンの振興会長がそのとき 言われましたね。これから I PMがすごく大事だと。 I PMを取り入れた施設園芸を 考えていかないと駄目だって森山代議士に言われたんですね。そのときもIPMって 大事だろうけどと思って、だんだん調べていったらすごく大事でした。それでIPM は何かといったら環境保全型農業をこれからやっていかないとなぜ駄目かというのは、 皆さん、世間で田んぼ、畑、昔いたカエル、いろんな虫類がすごく減ってきています よね。地域によってはスズメもいなくなってきていると。今問題となっている蜜蜂が 激減していると。蜜蜂がいなくなると自然交配ができなくて自然が破壊されていくお それが出てきているとよく最近言われるようになってきたんですけれども、残念なこ とにこの前、農林水産課長にお聞きしたら、今年はまた去年と同じスタークルという、 これはIPMは施設園芸だけじゃないんですね。ほかの農業も全部に関してのIPM を言うのであって、稲作についても去年と同じくスタークルという農薬を、殺虫剤を まくと。それは問題になっている今ネオニコチノイド系という殺虫剤ですね、これが 今世界中で問題になっていて、蜜蜂、昆虫が激減していると物すごく問題になってい るのに、日本はまだこんなことをやっているのかということで物すごい言われて、去 年農林水産省が、この前の課長の皆さんたちの討論の中でも言わせていただいたんで すけれども、農林水産省もこのネオニコチノイド系、鹿児島でまく、スタークルなん かについてはもうそろそろ止めるか検討していかないとちょっと大変なことになるん じゃないかという指針を出しているんですけれども、主催はもちろん農協さんですけ れども、そのスタークルをまた今年もまくと。自然環境はどんどん壊されていくと。 農業によって自然環境が壊されていくという人がいらっしゃいますね、いっぱい。そ こを考えたときに、河川の汚染も半分50%は農業からの灰焼きとか、散布物って言 われています。その中でこのIPMというのがすごく大事ですけれども、IPMのP は後から言いますけれども、町長、このIPMについてどういうふうに認識していら っしゃるかちょっとお願いします。

議長(田之畑)

町長。

町 長(宮 原)

お答えします。

議員おっしゃるIPM、私ども園芸農家さんとのつながりが強くて病害虫に対しての減農薬に対しての天敵というか、そういうものが頭にありますけれども、IPMは利用可能な全ての防除技術について経済性を考慮しつつ慎重に検討し、病害虫、雑草の発生、増加を抑えるための適切な手段を総合的に講じるものであり、これを通じ、人の健康に対するリスクと環境への負荷を軽減、あるいは最小の水準にとどめるものである。また、農業を取り巻く生態系の攪乱を可能な限り抑制することにより生態系が有する病害虫及び雑草抑制機能を可能な限り活用し、安全で消費者に信頼される農作物の安定生産に資するものであると理解しております。IPMを活用することによりまして、病害虫、雑草の薬剤抵抗性に左右されない持続性の高い安定的な防除が期待されております。また、東串良町における営農継続のため、人、環境に対しての効果の高いIPMは非常に重要であり、継続して推進すべきであると認識しております。以上です。

議長(田之畑)

3番 瀬戸山譲一議員。

3 番(瀬戸山)

さっき言いましたIPMのPですけれども、これは重要だから言わせていただきます。今町長が言われたように、PというのはPESTの略語を一文字で表しているんですけれども、Pがポリティクス、政治的に、それからEがエコノミー、経済的に、そしてSがソサエティ、社会的に、そしてTがテクノロジーですけれども、いいテクノロジーを使って社会的に政治的に取り組んでいくということで。だから今言われたように、多分政治的にやっぱり主導していかないといけない項目かなと思います。でないとピーマンの振興会長が言われたIPMの概念がないと、これから農業は厳しくなってくるんじゃないかということをおっしゃいましたので、これを町長、この2番目、今後IPMの取組をどのように考えているか尋ねるということで自分がせんだって言いますけれども、こういうのを実践して、これは農家の方だけではなくて、だからなぜ振興会長が言われたのかというのは、やはり食に対する安全志向がだんだん厳しくなってきて、これを取り入れていかないと農業も危うくなってくるんじゃないかというもとで言われていると思いますので、環境農業宣言都市をやっていくべきじゃないかなと思います。

これは大変申し訳ないんですけれども、去年、一昨年でしたっけ、東串良でピーマンのちょっとあれをしませんかと、ツアーみたいなのをしませんかということを言われて、企画課の方が残念ながら1人も参加、応募がなかったということでちょっと自分たちも残念だったというふうに覚えているんですけれども。いろいろ調べてみてネットでも調べているんですけれども、例えば東京とか、ああいう向こうから来られた方々が南大隅町、それから肝付町に入っていらっしゃいます。それで移住されてきた

方々が何を目的に肝付町とか、南大隅町に来られた方々にちょっと話を聞いてみると、 やはり環境保全型農業に一番意識して入ってこられているんですね。それがあそこは 山があり、川があり、海があり、すごくそういう環境保全型農業、自然のほうに関し てはやりやすいから当然と言えば当然なんですけれども、よそから来られた方々はあ っちのほうがすごくいいと。今、岸良に北海道から移住されてきた方々が今、カフェ をつくろうと思って海岸線沿いに自然型農業を営みながら今やろうとずっと動いてい ますけれども、東串良がそういう皆さんの健康意識とか自然回帰についてのいろんな あれがマスコミなんかも言われる中で、東串良はやっぱりそこがちょっと乏しいのか なと思います。だからIPMを基準にして、環境保全型農業というのをこれから訴え ていく。さっき前田議員が言われたように、会議とか、あるいはシンポジウムなんか を打っていくべきじゃないかなと思っているんですね。これ、威張って言うわけじゃ ないんですけれども、自分はお米をつくっていますけれども、空中散布は協力しない といけない部分があって、協力はしていますけれども、正直除草剤も使わず、そして 空中散布も必要なく、お米はちゃんとできます。たまに雑草で四苦八苦することはあ りますけれども、環境保全を考えた米づくりをいろいろ追求してきましたけれども、 できないということはないんです。できるんですよね。だから今、農家の方に言わせ れば、たまには、除草剤も使わじ、農薬も使わじ、農業はでくいやという人がいます けれども、できるんですよね。もちろんだから施設園芸はそういうわけにはいきませ んので、さっき言われたようにバランスを考えた上で政治的に社会的に経済的にテク ノロジー、そういう技術を確立した体系というのを東串良から発信していく大きなチ ャンスかなと思います、この基腐病も。この基腐病もさっきコメリの方も言われまし た。前田議員がよく聞いていらっしゃいましたけれども、やはりこの地球温暖化、今 気温が上がっていますけれども、寒冷化するかも分かりませんけれども、そういうこ とを踏まえたやはり農業に関する知見というのを東串良から発信できる何かというの を、今アバウトなことを言いますけれども、そういうのをこれからみんなで取り組ん でいくべきじゃないかなと思いますけれども、町長、環境保全型農業宣言についてど うでしょうか、これから先、いいことじゃないでしょうか、ちょっとお聞きします。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長(宮 原)

議員おっしゃることは本当に当たり前で、前田議員にもお答えしましたけれども、本来、元に返るべきかなと思っております。それと議員おっしゃる水田についても、昔は除草剤をまかずに田ぐるまを縦横押してやっておりました。これは現実でした。それと私、当時1町ぐらいつくらせていただいて、子供心に本当に米というのは八十八の手を取るのかというぐらい大変な状況でしたけれども、子供心に田ぐるまを押したのを覚えておりまして、今でもそうですけれども、それがこうした今現在、経済的なものもあるかどうか分かりませんけれども、昔はそうしながら二期作もやっていた

という我がまちのお米づくりもそうでしたけれども、今現在、航空防除とかやっておりますけれども、それを止めるということはなかなか私自身は言えませんが、そこでまた皆様方の御意見を頂きながら検討させていただければありがたいなと思っておりまして、今本町では、このIPM、施設園芸を中心に取り組んでおりまして、鹿児島県のIPM指針に基づきながら取組がされております。今後、施設園芸以外でもIPMを活用した農業生産に取り組めるような推進はしていきたいと考えております。以上です。

議 長 (田之畑)

3番 瀨戸山譲一議員。

3 番(瀨戸山)

だから今、環境が、今の自然を見ると人間の活動で、もう限界に近づいてきている んじゃないかと思います。だから農業からやっぱり自然をいたわる小さな命にも心を 寄せる農業というのを考えていく時代が来たんじゃないかなと思います。

次に、地震・津波の防災について、2週間前、NHKのかごスピという番組があり ますけれども、それを見させていただいた上での質問になります。その中でやはり地 / 震、津波、今までいろいろ聞いてきた概念がまたひっくり返っているんですよね。そ こで言われたのが津波の想定高さが備蓄が7.2メートルでした。それが今度8.4 メートルになりました。それで今度また今8.4メートルからさらにまた検討中だと いうことを津波の高さもテレビで言われました。検討中ということは7.2メートル から8. 4メートル、それからまた上がっていくんじゃないかなと思っております。 その中で①南海トラフ地震を想定して、ここ東串良も特別強化地域に指定されて、こ れは自分たちは知りませんでした、恥ずかしくも。その計画策定書を県に求められて いるんですけれども、出しているのは肝付町だけでした。志布志市は、頑張っている んですけれども、できなかった。できなかった理由が番組に出ていました。志布志の 丸山さんという議員さんがテレビで結構言っていらっしゃいましたけれども、なかな か難しい問題があるということでしたけれども、東串良が結局、要するに南海トラフ 地震のときに、宮崎から大隅半島全域がこの特別強化地域に指定されているという中 で、そういう指針が肝付町は平均10メートルの津波と言ってましたけれども、それ を想定した計画策定書が東串良は出されておりませんでした、テレビの中で。まだな んでしょうか、お聞きします。

議長(田之畑)

町長。

町 長(宮 原)

お答えします。

議員がおっしゃるとおり、南海トラフ地震防災対策の推進に関する特別措置法に基

づく特別強化地域に東串良町は指定されており、現在、南海トラフ地震防災対策推進計画の策定を進めているところでございます。なお、現在の科学的知見では地震の発生場所や時期、規模の高い確度の予測はできないため、半割れケースによる南海トラフの東側で大規模地震が発生した場合、西側が連動する可能性を踏まえ、避難対策を検討する必要がございます。本計画では、避難困難な地域を指定し、1週間程度の事前避難を行う事前避難対象地域の選定などを行う必要がございます。これまでの津波避難対策として整備している下伊倉津波避難タワーや戸柱・洲崎地区津波階段の整備により、本町においては、事前避難対象地域の指定は必要ないと考えているところでございます。しかしながら早急に本計画を策定し、併せて緊急的に実施する防災対策の基本的方向性を整理してまいります。

以上でございます。

議 長(田之畑)

3番 瀬戸山譲一議員。

3 番(瀬戸山)

では、それは今鋭意検討中ということでよろしいですね。

それでその番組の中で言われたのは、とにかく南海トラフ地震に関しての指針だっ たんですけれども、よくここに来られる井村さんですけ、鹿児島大学の。あの先生が 言われたのは、これが種子島東方沖とか、日向灘南部にあったときはまた全然様子は 変わってくると。多分厳しくなるんじゃないかなという話で3年前でしたけ、鹿児島 防災シンポジウムに出られたときの名古屋大学の先生も、大隅半島沖で地震があれば 津波が数分で来るということをおっしゃったということを町長が言いましたけれども、 そういうことも踏まえて早急にやっぱり意識を高める必要があるんじゃないかという 裏の一つに今内閣府の中央防災会議が最近地震が各地、今朝も和歌山でしたけ、夕べ、 多発している中で、中央防災会議と、そして文部省の地震対策課も地震の連動性です ね、世界中で地震が起きていますけれども、何か連動性があって、法則性があるんじ やないかということをびっくりしたんですけれど、それはネットで見たんですけれど も。文部省も地震対策の研究班を立ち上げて、今早急に何か審議しているみたいです ね。それを考えると、ここ志布志湾沖も悠長なことを言ってられないんじゃないかな というところで、私と宮地議員が一昨年、2番目に移りますけれども、志布志石油備 蓄と柏原地区の方々を主体とした安全協議会の設立はできないか尋ねるということで した。これもちょこっと問題提起をしたと思うんですけれども、志布志備蓄なんです よね、問題は。それで去年住民の皆さんと語ろ会で、柏原で住民の皆さんと語ろ会の ときに、柏原の谷口さんという方がやはり地震と津波を考えた場合に、備蓄という案 件を抜きにして考えられないということをおっしゃいました。そのとおりだと思いま す。その件で2年前に自分たちは大阪大学に石油施設関係と、地震津波の関係につい て勉強に行きました。それを踏まえて、その前に宮地議員と私と行って、備蓄の方々 と協議して問題点をいろいろ指摘し合いました。それでいろいろ問題点を二、三言わ

せていただければ、意識を高めるために言わせていただければ、備蓄はまず津波を想 定していないんですね、設計が。そして耐用年数30年を今過ぎました。そういうこ とを考えて、やっぱりそこでも正直言われました。備蓄にいろいろな障害が出ている と。ちょっと不都合な場所が出てくる。要するに洗掘、かれこれを含めたコンクリー トの劣化、そして鹿児島弁で言う、穴がほがってる、そういうところも出てきている とおっしゃる中で、それでやっぱり柏原とか、津波想定地域として言われる我々唐仁、 俣瀬、それから新川西の人たちも、もし津波が来て油がこぼれたら多分自分たちのと ころに来るだろうなという不安を持つという人が結構いらっしゃるんですね、聞いて みると。そこを考えたときに、今、もう備蓄が厳しい財政状況の中で、じゃあ、どう しろという問題は無理だと思うんですけれども、大阪大学も和泉、堺とか、あの辺の 石油精製室ができているから、今そのインフラを変えることはできないけれども、取 りあえず何ができるかといったら、大阪大学の人たちが言われたのは、地域に住んで いる方々と備蓄会社、それから行政3者が一体となって、年に数回情報交換会を持つ と。それでやっぱり備蓄に対する疑問とか、あるいは、備蓄は今いろいろとちょっと 洗掘ですか、穴がほがって、下が波で削り取られているそうです。そこに津波なんか が来たら一発で倒れますよね、多分防波堤は。そこを考えたときに、頭とした柏原、 それから唐仁、新川西、俣瀬、あの人たちの代表でもいいですから、行政とそれから 備蓄と住民の側とそういう検討会、勉強会、意見交換会というのを開くべきじゃない かなと思います。大阪大学は結局今のところ、大阪大学もそういう研究をしているけ れども、それしか今取りあえずできないということでした。だからいろんな備蓄に問 題があれば、こちらのほうからもどんどん意見具申して改善すべきところはしていた だくと。例えば土木関係の人で詳しい人がいるんですけれども、その人たちも含めて あそこに問題があるという話を聞いていますので、そういうことを備蓄にも投げかけ て、そうすると国庫から予算を引いてこないといけないと言われましたけれども。も し、ある代議士の方々にもちょっと相談したら、その人がもし津波が来たら、もう検 討をはるかに超える、検討もできないぐらいの被害が出るかもなという話を言われま した。そういうことを考えると、やはり自分たちのところは、防災に関しても特別な 地域であるんだということを考えておかないといけないんじゃないかなと思います。 そういうことで、町長と議長は備蓄と懇談会みたいなのを年に1回か2回ですけ、そ れと全国の備蓄がある、そういうところにも出ていらっしゃいますので、そこのあた りは町長と議長がそういうふうな投げかけをしてくださればなと思うんですが、以上 です。どうでしょうか、町長。

議長(田之畑)

町長。

町 長(宮 原)

お答えします。

地震、津波に対する防災対策につきましては、志布志石油備蓄基地においても様々

な対策を講じてきていると伺っているところでございます。また、志布志石油備蓄基 地は鹿児島県を初めとする関係機関で構成する鹿児島県石油コンビナート等防災本部 など所属しており、関係機関との連携を図っているところでございます。本町につい ても本部員として位置づけられているため、地震、津波、防災も含めた要望等につい ても今後も提案していく考えでございますので、議員のおっしゃる安全協議会につい ては、志布志石油備蓄基地と住民の方々の意向を確認し、どのような役割で設置する かも含めて研究してまいりたいと考えております。

以上です。

議 長 (田之畑)

3番 瀬戸山譲一議員。

3 番(瀨戸山)

そこに、必ずやという言葉を使いたいんですけれども、住民の方々を入れて、住民の方々の意見とか、そういうお話を聞く場というところもお願いしたいと思っているんですね。住民の方々が主体ですので、被害が出たときは本当に住民の方々が真っ先にとんでもないことになりますので、その辺はよろしくお願いしたいと思います。

じゃあ、3番、町長の施政方針について。

①トップセールスで何をやりたいのか。具体的事例を提示できないか。特にもう自分が考えていることで、ワン、ツー、スリーでもいいですけれども、その辺のキャッチフレーズが自分で見てとれないから、目玉ですね、ここは目玉を言いたかったんですけれども、目玉について何かちょっと一言。

議長(田之畑)

町長。

町 長(宮 原)

目玉といっても、言ってることはいっぱいあるんですけれども、私が就任当初から行っておりますトップセールスについては、今現在の新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、現在行えておりませんけれども、全国的に収束いたしましたら、今までにも増して精力的に行い、町の魅力発信へとなるよう努めてまいりたいと考えております。具体的に申し上げますと、本町農産物のアピールや企業誘致等、今まで実施してまいりました農産物・畜産物については、東京、大阪の市場を初め、鹿児島市内の市場にも伺って、農産物の市場関係者にアピールしていきたいと考えております。また、企業誘致につきましても、思うような成果を上げることはできず、私も非常に歯がゆい思いをしておりますけれども、相手方がいらっしゃることでございますので、これからも粘り強く活動を続けたいと考えております。今、議員がおっしゃいましたトップセールスと並行して、地元選出の国会議員を精力的に表敬訪問を行いまして、情報収集、そして要望活動も努めたいと考えております。今、二、三申し上げますと、

東京に出向いたときに、国交省の前で言わせてもらったのが肝属川、串良川の寄州の 撤去と樹木の伐採だけは言わせていただいたのが3年前です。ちょうどテレビで出た 年だったものですから、タイミングがよかったなと思っておりまして、串良川はずっ と上がって、物すごく上がりました。去年は安倍総理がテレビを見ておっしゃいまし たけれども、あれはその前の年よりも低かったんですよ、水位が。あれは結局寄州の しゅんせつと樹木の伐採を行えたという成果もあるということは、国交省、肝付町の 局長がおっしゃったことですけれども、これは結果が出た成果ですよということをお っしゃっていただいたことはあります。それと、今おっしゃいました地元国会議員に も言わせていただいたのが、例の堆肥センターの1億8,000万円、これが我がま ちに予算がないということで、クラスター事業は使えないかということで要望に行き まして、どうか助けてください、何かいいあれはないですかということで、もちっと 待っちょっくいやんせなとおっしゃって、すぐ電話をされまして、農水省に。そうし たら、自治体でも使えるクラスター事業をつくってくださいました。そうしたら、わ たしがこっちに帰ってきてからでしたけれども、川東の方が振興局にお勤めの方が宮 原町長、あなたがおっしゃったことで、各自治体でもクラスター事業が使えるように なりましたよと。宮原町長あなたのおかげですと、鹿屋市も喜んでいらっしゃいます よということで、これもトップセールスのよさだったかなと思っております。一つ、 二つぐらいこうしてもらったことは今記憶に残ってて今言えることですけれども、今 後もそういうことでお願いすることはお願いしようかなと思っておりまして、トップ セールスについては。そういう形で今までやらせていただきました。今後また努めて いきたいと思っております。

以上です。

議長(田之畑)

3番 瀬戸山譲一議員。

3 番(瀨戸山)

今言われたトップセールスの中で、やはり前も言わせていただいた東串良の持っているすばらしい部分。例えば唐仁古墳群、それから柏原海岸、そして農業のこと、そして前も言いましたけれども、東串良の長所が米ですから、米についてのいろんなアピールとかもできると思います。さっき言った I PMを踏まえた環境保全型農業を打つことは東串良の一番のトップセールになったりするのかなと思ったりもします。歴史的な部分と環境保全型農業がトップセールスになっていくんじゃないかなと思ったりもします。

次に②スポーツツーリズムとは具体的に何のことですか、お尋ねします。

議長(田之畑)

町長。

町 長(宮 原)

お答えします。

新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして、経済対策、及び健康増進対策といたしまして、ウェルネス健康ですけれども、テーマを東串良町の豊富な食材と健康志向を喚起するためイベント等の制限緩和とともに、東串良スポーツツーリズム、東串良おもてなしプロジェクトを開催し、地元食材のPR、消費拡大とコミュニティ広場の運動設備、3オン3バスケットコートなどを活用した健康増進イベントを通じまして、子供たちの笑顔あふれる憩いの場として参加型イベントによる、町の活性化を図るイベントでございます。また、令和2年3月に策定いたしました総合戦略において、交流人口の増加の施策として未利用資源を活用した魅力的なPRを行っていくことが明記されています。国の施策としましても、交流人口から一歩踏み込んだ関係人口の増加を促していきますが、本町では、資源の発掘機会や町内外の方が参加できるイベントが極端に少ないため、ハードルの低い参加型イベントを実施することで関係人口増加施策の糸口となり得るスポーツツーリズムイベントとしたいところでございます。以上でございます。

議 長 (田之畑)

3番 瀬戸山譲一議員。

3 番(瀬戸山)

スポーツツーリズム、私からすると概略みたいなお話かなと思うんですけれども、 具体的にやっぱり考えていかないといけないと思うんですけれども、これは俣瀬の方 に言われました。要するに総合体育館の前にある中倉さん、剣道の中倉さんですよね、 銅像がありますけれども、東串良から輩出してくださった有名な剣道の方ですけれど も、俣瀬の方がおっしゃるのは、剣道で東串良は有名なんだから、昔は全国で1位に なったことがありましたよね、40何年ぐらい前でしたっけ。それぐらい剣道って有 名だったわけで、この中倉さんという恩師が東串良でいらっしゃったということを踏 まえると剣道のまち東串良で中倉杯というような剣道大会も開いてみたらどうかとい うことを言われました。それもあるなと思いました。それが一つと、それからもう一 つ、やはりいつも言います、300年の歴史のある柏原大相撲ですね、今いろいろ松 林がどんどん整備されていきますけれども、この中にやっぱり前も言いましたけれど も、肝付町が流鏑馬でまちを挙げたイベントで頑張っていますけれども、東串良もス ポーツであれば相撲が一番手っ取り早いと思うんですよね。エンタテイメント性を考 えた相撲ということで、あるいはどこかの相撲部屋の合宿所にしてもらうとか、そう いうことを踏まえて、相撲と剣道で有名な東串良というまちおこしも必要なんじゃな いかと思います。どうでしょうか、町長。

議 長(田之畑)

町長。

町 長 (宮 原)

今議員おっしゃいましたそういう剣道も中倉さんを通じて、何かそういう姉妹都市、姉妹校ができないかということを発想したことがございまして、職員にも伝えたんですが、なかなかそれが、今剣道、今あることはありますけれども。それと相撲ということで、昨年計画したのができなくて、このコロナ関係でなかなか思うように進まないのが事実ですけれども、300年ということ、それは銘打って大相撲の阿炎関でしたか、当時。その軽い要望ということで、計画もして、予算も組んでいたんですけれども、それも実行できずに。今年も多分できないだろうと思いますけれども、コロナが収束しない以上は。今後、そういうことも考えていきたいと思っております。以上です。

議長(田之畑)

3番 瀬戸山譲一議員。

3 番(瀨戸山)

姉妹都市、交流都市もできてない中で、東串良は大隅倭寇を歴史的な観点から見ると、大隅倭寇の本拠地であります。その大隅倭寇はどことつながっていたかというのは、今いろいろ勉強させてもらっていますけれども、奄美、沖縄です。例えば相撲に関して言えば奄美にもここ大隅下伊倉から出た人たちがいっぱいいたということも今分かってきましたので、例えば歴史的な大隅倭寇をと、それから相撲であれば300年の歴史のある柏原大相撲がある、このことを考えると今奄美は小学生の相撲がすごく有名ですね。それで関取として奄美区域から東京に相撲を取りに行く人たちがいっぱいいる中でそこも交流都市、姉妹都市としてつながっていく部分じゃないかなと思っています。それも町長に一つの提案です。以上です。

それで案内板の整備とありますけれども、もう時間があまりないのでこちらから言いますけれども、案内板の中にやはり歴史のまち東串良とか、相撲のまち東串良とか、まだまだそこまで至っていませんけれども、そういうのを考えた横断幕とか、それからそういう看板というのも考えてみたらどうかとちょっと東串良のある方からも言われたんですけれども。ただ、東串良、柏原こっち、それから内之浦こっち、そういう看板だけですけれども、本当にそういう観光を意識した看板づくりというのをよく考えて、それからまたみんなと協議してやったほうがいいんじゃないかなと思って、これも一つの提案です。これは3番目でした。

4番目、松露をイメージした宿泊用ドームハウス建設とありますが、松露は実際絶滅危惧種で、ありませんよね、幾ら見つけても。だから何年か前にネットで調べたら出てこなかったんですけれども、大崎町が松露復活事業というのを何年か前にやったんじゃないかなと思いますけれども、それも多分うまくいかなかったのかなということを踏まえると、さっき言いました I PMじゃありませんけれども、やはり自分たちがなぜが人間の営利活動でそういうのも潰してしまったのかなと。それから管理する

ちゃんとしたきれいな松林等いろいろやっていただいていますけれども、そういう形で松露を復活させることも、この志布志湾の大きなキャッチフレーズになっていくと思います。だから松露もそういうモチーフにした、小さな宿泊施設があれば、実際本当に松露はこういうもんなんだよということを実際にここで産学連携で、どこかの大学と提携して、松露を復活させるような事業を取り組んでいけば、さらに実りあるものになるんじゃないかなと思っていますが、どうでしょうか。だからそこも産学連携を踏まえたそういう研究、大学とつながって地域おこしというのを考えられませんか、町長、どうですか。

議長(田之畑)

町長。

町 長(宮 原)

議員おっしゃる松露ですけれども、昨年でしたけれども地元出身の名古屋大学に野元さんという生物学ですか、今ルーピンの種を昨年度11月でしたけれどもお買いいただいて、ちょっと研究してくださいということで、土と種と持たせてやって、研究してみますということで、そういう方もいらっしゃいますので、松露についてまたそういう先生方にお願いできないかまた聞いてみます。検討ですけれども。

以上です。

議 長 (田之畑)

3番 瀨戸山譲一議員。

3 番 (瀬戸山)

松露復活も東串良の大きなアピールになっていくと思いますので、よろしくお願い します。

以上です。終わります。

議長(田之畑)

ここでしばらく休憩します。

休 憩 午後3時14分 ————

再 開 午後3時23分

議長(田之畑)

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。 次に、6番 泊 重巳議員の発言を許します。 6番 泊 重巳議員。

6 番(泊)

私も先に通告いたしておりました福祉課の業務分担について、町長にお尋ねいたします。

福祉課の業務は、揺り籠から墓場までというぐらい範囲が広く、現在は複雑化になっております。保健業務におきましては、昨年から新型コロナウイルス感染対策、福祉業務におきましても2025年には団塊世代が後期高齢者に到達し、ますます高齢者福祉対策が重要視されております。また、職員数からいいましても、役場全体で職員が89人、会計年度任用職員が65人、再任用職員が11人で165人でございますが、福祉課は職員が16人、会計年度任用職員が18人、再任用職員が11人で35人、全体の21.2%を占め、普通課の2倍以上でございます。以前も一般質問で福祉課を仮称ではございますが、保健衛生課と分割の考えはないか質問したことがございました。そのときは、福祉と保健衛生と一緒のほうが連携を図りやすいということでございましたが、同じ役場内でございますので、連携は図れると思います。これから新型コロナウイルス感染も今後どうなるか分かりませんが、現在の福祉課を保健衛生課と分類する考えはないかお尋ねいたします。

議 長(田之畑)

町長。

町 長(宮 原)

お答えします。

福祉課については、令和2年4月1日では、課長が1名、課長補佐3名、係長5名、係が7名、再任用職員2名、会計年度任用職員が17名、それと社会福祉協議会からの出向1名の合計で36名でございます。議員お尋ねの分課についてですが、分課することのメリット、デメリットを検討する必要があります。

まずメリットですが、メリットについては、課長の目が届きやすくなり、指導や相談がよりきめ細やかに行うことができると思います。また、保健師のように専門的で重要な業務を分課することにより保健師や女性職員の管理職登用の機会が増えることにもつながるのではないでしょうか。

次に、デメリットですが、これまで行われていた幅広い連携が取れなくなるおそれがあります。特に、令和3年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を行いますので、事業実施に支障を来すおそれがあるのではないかと懸念されます。また、当然のことではございますが、課長級職員が増えることによる若干の人件費の増加が見込まれます。なお、県内では、戸籍等の業務を担う課、本町では住民課でございますが、その課が国民健康保険事業や保健衛生の事業を行っているまちもあるようですので、分課だけではなく、課の事務分掌を、係の事務分掌について検討し、よりよい住民サービスを行えるような体制を整えたいと思っております。

以上でございます。

議長(田之畑)

6番 泊 重巳議員。

6 番(泊)

ただいま町長のほうからメリットが、説明の中では重要でございますので、今後課の設置条例とか、また庶務規定の整備もございますので、できるだけ早く分割して福祉の充実、また新型コロナウイルス感染対策も十分していただくよう、また東串良町が福祉のまちということで目指しておりますので、今後ともこのような分割して福祉の充実を図っていただきたいと要請していきます。

次に、タブレット授業について教育長にお尋ねいたします。幾つかございますので、 一問一答方式で簡潔にお願いいたします。

令和2年度に小学校、中学校、児童生徒、教員に1人1台ずつタブレット650台を購入なされ、令和3年度よりタブレット授業が始まると思われますが、全児童生徒が楽しいタブレット授業を行うために質問いたします。

まず、タブレット授業の必要性、重要性の認識についてお願いいたします。

議 長(田之畑)

教育長。

教育長(天神)

お答えいたします。

将来知識基盤社会であるソサエティ5. 0時代に生きる子供たちには、新しい知識技術が最重要であり、情報社会の変化の早さに遅れないよう、ICTは必要不可欠であると思われます。その一環としてのタブレットの活用だと思います。ICTを授業に取り入れることで、効果的な学習につながり、理解が深まるものと思っています。もちろんこのことは以前から予告があったわけですが、コロナの関係で休業を余儀なくされたことからICTを活用した遠隔授業等がクローズアップされて、安倍前首相の一言からタブレット1人1台与えることになり、文科省や県の担当者もそれこそ突貫作業で準備しまして、各市町村に下し、これからの大事業をたった1年間で準備しているということは御承知のことと思います。

よって、今、機材とハードの部分がやっと準備できたということで、ソフト面を含め、使用上の課題の解決は、これからであるということをまずは御理解ください。

議長(田之畑)

6番 泊 重巳議員。

6 番(泊)

日本は経済的には先進国でございますが、 I C T 技術のほうは少し遅れており、 2

021年9月にデジタル庁を開設し、先進国として情報通信技術に取り組もうとしております。世界の情報通信教育に遅れないためにも大変大事でございますので、大いに活用できる体制整備をしていただきたいと思います。

次に、タブレット授業に苦手な教員、詳しい教員がいらっしゃると思いますが、児 童生徒に平等な授業を受けさせる上で、どのような対応策を考えているか、お尋ねい たします。

議 長 (田之畑)

教育長。

教育長(天神)

お答えします。

御指摘のとおり、子供たちにも差があるように教員も同様で得手、不得手があると思います。特に年配の先生方は使い慣れていない方が多いと予想されます。また、ふだん使い慣れている若い先生方も授業で使用するとなると、それ相応の練習が必要だと思います。そこで今予定しているのは、各学校にICT機器を使い慣れている2名の先生を選んでいただき、その方々が学校内での指導や研修会の中心となってもらい、教育委員会や業者さんと連絡を取り合うようにお願いをしてあります。また、教員の指導力に差があることは否めませんが、それはタブレットに限らずあり得ることですので、タブレットだけ大きな差が出るとは思いません。職員研修会を実施して、その差が最小限になるように研修会を重ねていきたいと考えています。

議 長(田之畑)

6番 泊 重巳議員。

6 番(泊)

人間には得意、不得意がございますが、教育長の答弁の中で I C T を専門員を 2 名お願いするということでございましたので、次の質問は省略させていただきます。

次に、週に何時間のタブレット授業があるか。また、全科目タブレットを使用する のかお尋ねします。

議長(田之畑)

教育長。

教育長(天神)

すみません、今の前の答えの2名というのは、学校の職員が2名ということです。 そのほかにもちろん支援員というんですか、そういう方はお願いをしてあります。それが飛ばされたものの回答なんですか、よろしいですか。

それでは、今の質問にお答えします。

週何時間と決まっているわけではありません。また、教科科目を限定しているわけでもありません。授業の必要性に応じて使用します。だから場合によっては毎時間の日もあるかもしれないし、1時間しか使わない日があるかもしれません。例えば算数、数学で定規やコンパスを毎時間使うことはないし、国語や英語で毎時間辞書を使うわけではありません。タブレットは文房具の一つと考えていただくと分かりやすいと思います。教科によって多少差があるでしょうし、調べものが多いときは、使用頻度が多くなると思われます。また、子供たちに先生が資料を見せたり、理解が難しいときに、ヒントを与えたりする。あるいは子供の答えや会報を発表するときなどにも使用できると思うので、時間数は数えられるものではないと思います。

以上です。

議 長(田之畑)

6番 泊 重巳議員。

6 番(泊)

今の答弁は決まっておらないということでございますので、教員によっては大分差が出てくるのではないかと想像するところでございます。やはりタブレット、スマートフォンの場合は、今の児童なんかが目が弱いというか、目の障害が出てきているということでございますのでこのあたりも十分に考慮していただきたいと思います。

次に、タブレット授業によるメリット、デメリットは何かお尋ねいたします。

議長(田之畑)

教育長。

教育長 (天 神)

お答えします。

まずメリットです。教科書の文字、グラフ、表、あるいは挿絵だけでなく、映像に合わせた音声を使用することで、視覚や聴覚から情報を吸収し、児童生徒教員が同時に共感でき、効果的な学習につながると期待しています。その例として、まず映像や音声を用いてイメージを持ちやすくなり、また調べもの学習を活用して、児童生徒間での意見を知るなど授業の質が高まり、理解が深まる。

二つ目、教材の持込みや板書等の時間短縮が図れる。三つ目、デジタル機器を早い 段階で体験でき、適切な指導が受けられる。

次に、デメリットですが、まず予期せぬ危機トラブルが発生した場合に授業を中断してしまうリスクがある。二つ目、タブレット等のデジタル機器が主となれば、紙や鉛筆の使用が減り、書くことをしないので、知識の定着が図りにくい。三つ目、ディスプレーを長時間見続けると、先ほどもありましたが、ドライアイ、食欲減退、不安感というようなVDT症候群など健康面への影響があるなどが考えられます。一般的に言われているメリット、デメリットの主なものは以上のことですが、個人的には次

のようなことも心配しています。調べる方法や、その手順など途中の作業が省略され、結論や結果だけを見て次に進むので、自分で全面解決できたと勘違いしてしまう。しかし、実際は自分の頭では何も考えていない。予想をする、解決に向けた計画を立てる、相手のことをおもんばかる、想像力を育てにくくなる。つまり物事を自分で考えない児童生徒を育てることにならないようなそういう配慮が必要であると思います。そういう負の部分があることも指導する先生方は十分心得ておかなければならないと思いますので、注意指導をしていきたいと考えています。ICT機器は物事を覚えたり、考えたりする必要がないので、使い方を間違うと、学力向上どころか、学力の低下にもつながりかねないという認識は教員だけでなく、保護者を含めて児童生徒を見守る大人全てが持っておくべきであると個人的にはそういうことも考えているところです。

以上です。

議 長(田之畑)

6番 泊 重巳議員。

6 番(泊)

タブレットは、メリットいろいろございますけれども、いろいろな面で視野や情報 が広くなるということで、今後大いに活用していただきたいと思います。

次に、タブレット授業により授業時間は変わるのかということでお尋ねいたします。

議長(田之畑)

教育長。

教育長(天神)

お答えします。

授業の時間数は変わりません。タブレットは教科書やノート、あるいは辞書や文房 具と同じ勉強するのに必要な道具の一部です。また授業の内容の理解を深めるための 補助教具ですので、便利な分、調べることをしたり、板書や掲示物を準備したりする 時間の短縮には役立つと思います。また、理解のスピードの遅い子供にとっては、立 体の隠れた部分が見えたり、実物の写真等の資料で確認ができるので、理解の手助け になると思われます。その分子供たちの考える時間が確保できると思いますし、むし ろそれが狙いだと考えていただきたいと思います。

以上です。

議長(田之畑)

6番 泊 重巳議員。

6 番(泊)

変わらないということでございますので、今黒板に書く時間が節約できるとか、タ ブレットの今後このような充実した授業ができるようにお願いしたいと思います。

それとタブレットの保管は学校でされるのか、子供に持ち帰りができるのか、お尋ねいたします。

議 長(田之畑)

教育長。

教育長(天神)

お答えします。

基本的には教室です。教室に保管用のキャビネットを置き、充電をします。その管理は担任がすることになろうと思いますが、鍵の保管やどのタイミングで開錠して子供たちに持たせるかというような使用上の具体的な方法やルールはこれから学校現場を中心に話合いをしていくことになると思います。

以上です。

議 長(田之畑)

6番 泊 重巳議員。

6 番(泊)

教室で保管するということでございますので、やはりこの保管には十分気をつけて いただきたいと思います。

これからは、ICT化の時代でございます。先ほども申し上げましたが、どこに住んでいても情報を共有できる社会を目指していくために、なお一層教育資材の整備に努めていただき、東串良町の児童生徒がICT教育に遅れないようにお願いし、私の一般質問を終わります。

議長(田之畑)

次に、2番 児玉勇治議員の発言を許します。

2番 児玉勇治議員。

2 番 (児 玉)

通告に従いまして、2点質問させていただきます。

まずは、国の防災省の設置についてです。

1月11日の新聞に県内では防災省の必要が27.3%、どちらかといえば必要が39.4%、どちらかといえば不要が3%、どちらともいえないが30.3%という結果で、ほぼ全国と同じ傾向であったと出ていました。これは県と32市町村が回答した国の防災省設置の必要性に対しての回答の結果です。このアンケートに対して、本町はどのように回答されたかをお聞きします。

議 長(田之畑)

町長。

町 長(宮 原)

お答えします。

共同通信社が実施いたしました震災10年自治体アンケートにおける防災省の創設の設問に対しまして、本町はどちらかといえば必要と回答しております。回答理由といたしましては、防災省の創設により一連の対策を担うのであれば、早急な対応が可能となると思われますが、本町を含め、実際対応する自治体の体制なども含め、どのように展開されるのか想像はつかないため、このような回答といたしました。以上です。

議 長(田之畑)

2番 児玉勇治議員。

2 番 (児 玉)

新聞には、国の縦割り行政により、自治体の業務が圧迫されて疲弊をするとありました。また、効率化を進めなければ、最も重要である被災者支援が遅れるという点から約60%の自治体が防災省が必要だったと回答したのだと思います。幸いにも、本町はまだ大きな災害もなく、複数省庁への報告がないことから、縦割り行政への弊害を感じていないと思いますが、3月8日の新聞に本町は、防災の仕事に専従する職員がいないと回答しています。慢性的な人手不足が背景にあり、選挙や交通安全などの担当者がかけもちでカバーをしているのではないかと自分は想像しています。災害に見舞われた自治体の担当者は被害の報告、補助金の申請などで、大変苦労したから国の防災省が必要だと回答したのだと思います。しかし、政府は現在の仕組みは合理性があり、機能しているということで否定的です。2018年全国知事会が創設を提言とありましたが、このことに対して町長はどう思われているかを伺います。

議長(田之畑)

町長。

町 長(宮原)

お答えします。

本町を初め、多くの自治体では人口減少に歯止めがかからない状態となっております。このような中で豪雨災害や大地震を含めた国難レベルの巨大災害に備える必要があります。仮にこのような災害が今後発生した場合、消滅し得る地域も発生すると思われますので、国の指揮命令系統を明確化し、省庁間の対応、調整権限や予算措置権限を持つ災害への備えから、復旧、復興までの一連の対策を担うような専任の省庁は

会議の経過

必要だと思います。ただし、専任省庁の創設には、自治体と緊密な協議を図る必要があります。万全な体制が構築できるよう、方向性を示していただきたいと思っております。

以上です。

議長(田之畑)

2番 児玉勇治議員。

2 番 (児 玉)

あってはならないことなんですが、豊栄地区は、大雨のときは水位が上昇し、氾濫水位近くまで到達することがしばしばあります。柏原には石油備蓄基地があります。 国が防災省設置に否定的ならば、これは提案なんですが、本町に専門の知識を持つ人材確保や職員を派遣して、防災業務に専従できる職員を育成するための処置はできないか。また、職員や消防団員、そして住民の方が防災士の取得をしたいとした場合、助成金は出せないかを伺います。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長(宮 原)

お答えします。

本町においても防災に対する専門的知識を持つ人材確保として、防災監の採用を検討しているところでございますが、知識や経験を有した方をと考えた場合、人選に苦慮しているところでございます。なお、鹿児島県では、地域防災力の強化を図るため、防災に関する実践的知識と技術を有し、防災活動の指導的役割を担う鹿児島県地域防災リーダー養成講座を実施しております。本町においても消防団OBを対象に複数名の方を参加していただいております。このため、令和3年度から町ではこのような研修を受講し、かつ防災知識や経験を有する方を対象に防災アドバイザーと位置づけ自主防災組織活動での防災講和や保育園、小・中学校等における防災教育を行い、住民の防災意識の向上を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

議 長(田之畑)

2番 児玉勇治議員。

2 番 (児 玉)

今、町長の話で経験が必要な部署で職員確保にも大変だと思います。多分防災に対しては多数のシステム操作があると思いますが、取得した頃に異動では真の防災のプロは望めないと思います。これはふるさと納税に1名、人を置くとその方の力でお金

が稼げると、増えると。それで園芸、和牛の方の専門の方を置くと、生産が伸びるとか、そういうふうなすごいメリットがあるんですけれども、真の防災に関する人は、そのお金になるようなそういうあれはないんですけれども、その方のプロの知識によってこうしたほうがいいということで5人、10人、20人の命が助かれば、それは物すごく大事なことなので、ぜひそういうプロを育てて町民が暮らせるまちであってほしいと思います。

最後になりますが、引き続きまして、新型コロナウイルスのワクチン接種について であります。

先日、福祉課長から新型コロナウイルスのワクチン接種について、国が示すワクチンの接種のスケジュール等が説明され、医療従事者への優先接種が町内52名で3月中旬頃から始まる。65歳以上の高齢者が2,500人で4月12日から開始予定だが、ワクチンの供給状況によっては開始時期が遅れるなど、接種に関わる協議の進捗状況や諸準備、予算、その他についてきめ細かく丁寧な説明により、議員全員が現在の状況を把握したところです。3月9日の新聞に鹿屋市、肝付町、東串良町接種連携とありました。鹿屋市長によると、3自治体の住民は鹿屋市医師会、肝付東部医師会指定の医療機関ならどこでも接種を受けると書いてありました。また、平日はかかりつけ、休日は集団接種会場でも行う併用方式で進めると掲載されていたのですが、まだ本町は決定されない部分もたくさんあると聞きました。町民のコロナウイルスのワクチン接種に対する関心は非常に高いものがあります。私たち議員に説明された内容やスケジュール等の同等の知らせが先日各家庭にこのようなものが配付されたんですが、すごく分かりやすい内容ですごくいいことだと思ったんですが、今後も継続をお願いしたいのですが、町長、今後もどのような方向で広報をされるかを伺います。

議長(田之畑)

町長。

町 長(宮 原)

お答えします。

新型コロナウイルスのワクチン接種に関する町民の皆様への広報につきましては、今回初めて出させていただいたところでございますが、これまで国のワクチンの供給計画や接種体制が見通せなかったために、町民の皆様への広報が遅くなったところはありますが、広報内容に御理解いただき、感謝申し上げます。今後、個別接種や集団接種に関する具体的な計画等についても必要に応じて今回と同様にチラシやホームページ等でお知らせする予定でございますが、ワクチンの供給がスケジュールどおり進むかどうかによりまして、接種計画も大きく変わってしまうことも十分考えられるために、できるだけ混乱が生じないように広報等に努めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

議長(田之畑)

2番 児玉勇治議員。

2 番 (児 玉)

ワクチン接種は、もちろん希望者だけなのですが、予約者が急に接種を取りやめた 場合にワクチンが無駄になります。そうならないための対策を何か考えていらっしゃ るかをお聞きします。

議 長(田之畑)

町長。

町 長(宮 原)

お答えします。

ワクチン接種につきましては、現在、国民の大きな関心事であることは御承知のとおりでございますが、また、接種に使用されるワクチンが大変貴重であることも承知しているところでございます。議員お尋ねの接種予約者の急なキャンセルが出た場合の対策についてでございますが、これにつきましては、現在福祉課で検討しているところでございます。様々な状況を想定しながら検討を行っておりますが、今ここで具体的なことをお答えすることにはちょっと差し控えさせていただきたいと思っております。

いずれにしましても、今回のワクチン接種は、接種の優先順位を国が指定している こともあり、その優先順位に沿って接種券の送付など必要な事務処理を行ってまいり たいと思っております。急なキャンセルへの対応も基本的にはその考え方を踏まえて 進めなければならないのではないかと考えているところでございます。

以上です。

議長(田之畑)

2番 児玉勇治議員。

2 番 (児 玉)

町民全体のワクチン接種はまだまだ先のことだと思うのですが、ある自治体では多くの人たちに接種してもらうため、金券とか商品券を提供するとテレビ等で放映されていましたが、本町はどうなのか。また町民により多く接種してもらうための対策を考えていらっしゃればお願いします。

議長(田之畑)

町長。

町 長(宮 原)

お答えします。

ワクチン接種につきましては、先ほど議員がおっしゃったように、希望される方になります。また、国も今回のワクチン接種に関しては、接種を促す勧奨は行わないとしているところでありますので、町といたしましても、その方針に基づき、特別な接種勧奨を行う考えは今のところございません。ただし、議員からも紹介いただいたとおり、鹿屋市、肝付町、東串良町の1市2町で共同歩調を取りながらワクチン接種を円滑に進めていこうとしておりますので、接種者があまりにも少なく、感染予防対策の効果が期待できないような事態が生じれば、1市2町と医師会、それに鹿児島県と協議しながら何らかの対策を講じることもあり得ると考えられますので、今のところ国の方針を踏襲する考えでございます。

以上です。

議 長(田之畑)

2番 児玉勇治議員。

2 番 (児 玉)

ワクチン接種は初めての試みで課題も多く、職員の方々も大変苦労されている姿も 見ています。町民が予防接種の安全性や有効性をしっかり認識するようただいま町長 が述べられたとおり、明確な情報を発信していただいて、多くの町民が予防接種を受 けることにより、町長が施政方針でも述べられた笑顔あふれるまちに本町が早く戻る ことを願いまして、私の一般質問を終わります。

議 長(田之畑)

以上で、一般質問を終わります。

議長(田之畑)

これで、本日の日程は全部終了しました。 次の本会議は、3月18日午前10時より会議を開きます。 本日はこれで散会します。

散 会 午後4時00分

令和3年第1回東串良町議会定例会(第3号)

開 会 令和3年3月18日 午前10時00分 閉 会 令和3年3月18日 午前10時56分

出席議員(10人)

1番 小 川 香 織 児 玉 勇 治 2番 3番 瀨戸山 譲 一 4番 牧 原 完 治 泊 重 巳 5番 西園 貞美 6番 7番 前田 隆 上 園 ミキ 8番 宮 地 利 雄 9番 10番 田之畑 稔

欠席議員(0人)

会議録署名議員(会議規則第127条)

6番 泊 重 巳 7番 前 田 隆

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 大園保広 書記 浜屋啓子

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

宮 原 町 長 住民課長 宮 地 利 行 順 副町長 畠 中 勇一郎 企画課長 中 島 孝 一 農地課長兼農業委員会事務局長 前田秀一 教育長 天 神 康 男 会計管理者 有 嶋 義 昭 管理課長兼学校給食共同調理場所長 田尾 勝 総務課長 江 口 勝 志 社会教育課長 吉 留 潤一郎 上野史生 農林水産課長 瀬戸山 雅 樹 総務課長補佐

福祉課長吉 永 広 史税務課長東水流勝建設課長甫 村 良 教

議 事 日 程 別紙のとおり 会議に付した事件 議事日程のとおり 会 議 の 経 過 別紙のとおり

議事日程

- 日程第 1 議員派遣の件
- 日程第 2 議案第 2号 債権の放棄について
- 日程第 3 議案第 3号 東串良物産館 (ルピノンの里) の指定管理者の指定について
- 日程第 4 議案第 4号 東串良町円山公園管理センター条例の制定について
- 日程第 5 議案第 5号 職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 6号 東串良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する 条例の制定について
- 日程第 7 議案第 7号 東串良町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 8号 東串良町赤ちゃんすこやか支援事業に関する条例の一部を改正する 条例の制定について
- 日程第 9 議案第 9号 東串良町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第10号 東串良町敬老年金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第11号 東串良町農地利用集積促進基金条例の制定について
- 日程第 12 議案第12号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一 部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第24号 町長及び副町長の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第13号 令和2年度東串良町一般会計補正予算(第12号)
- 日程第 15 議案第14号 令和 2 年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)
- 日程第 16 議案第15号 令和 2 年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予 算(第 4 号)
- 日程第 17 議案第16号 令和 2 年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計補 正予算(第 2 号)
- 日程第 18 議案第17号 令和 2 年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)
- 日程第19 議案第18号 令和3年度東串良町一般会計予算
- 日程第20 議案第19号 令和3年度東串良町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 21 議案第20号 令和 3 年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計予算

- 日程第 22 議案第21号 令和 3 年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計予 算
- 日程第23 議案第22号 令和3年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第24 議案第23号 令和3年度東串良町水道事業会計予算
- 日程第 25 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件
- 日程第 26 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

開 会 午前10時00分

議長(田之畑)

ただいまから、本日の会議を開きます。 直ちに議事に入ります。

◆ 日程第1 議員派遣の件

議長(田之畑)

日程第1 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件は、会議規則第129条の規定により、別紙のとおり派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、別紙のとおり派遣することで可決されました。お諮りします。

ただいま議決された議員派遣の件について、派遣目的、派遣場所、派遣期間、派遣議員に変更があった場合、議長に一任されたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件について、変更があった場合、議長に一任することに決定 しました。

◆ 日程第2 議案第2号 債権の放棄について

議長(田之畑)

日程第2 議案第2号 債権の放棄についてを議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長(田之畑)

質疑なしと認めます。 これから討論を行います。 討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第2号 債権の放棄についてを採決します。 本件は、このとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本件はこのとおり可決されました。

◆ 日程第3 議案第3号 東串良物産館(ルピノンの里)の指定管理者の指定について

議長(田之畑)

日程第3 議案第3号 東串良物産館 (ルピノンの里) の指定管理者の指定についてを議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。 これから討論を行います。 討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第3号 東串良物産館 (ルピノンの里) の指定管理者の指定についてを採決します。

本件は、このとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本件はこのとおり可決されました。

◆ 日程第4 議案第4号 東串良町円山公園管理センター条例の制定について

議 長(田之畑)

日程第4 議案第4号 東串良町円山公園管理センター条例の制定についてを議題 とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっております ので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番 児玉勇治議員。

2 番 (児 玉)

企画課長でもいいんですけれども、先日、この円山管理センターには再任用の職員 と、できれば地域おこし隊を置きたいという考えを聞いたんですが、ここに勤務され ている再任用、地域おこし隊、何かイベント等がいろいろ提出されると思うんですけ れども、普通のところは、館長の権限とかいろいろあるとは思うんですけれども、本 町の場合は、体育館に職員が置かれているあれぐらいの受付とか、それぐらいの感じ でいいかを伺います。

議 長(田之畑)

企画課長。

企画課長(中 島)

この施設を拠点としていろいろとイベント等も開催していくところなんですけれど も、基本的に打合せとか場所の借上げ、そういったものはそこに職員も配置をするわ けですので、そこに問合せをしていただいたりとか、また内容次第では、また企画課

会議の経過

職員とも連携を取りつつ調整をしていくことになろうかと思います。 以上でございます。

議長(田之畑)

ほかに質疑はありませんか。 8番 上園ミキ議員。

8 番 (上 園)

この条例の4条の中で、将来、言わば指定管理者を置くことができる、業務を行わせることができるというふうに書いてありますけれども、町長、将来的には、この指定管理者に業務を行わせるつもりがあるのかないのか、お伺いいたします。

議 長(田之畑)

町長。

町 長(宮 原)

通常、土日も開けているということで、やっぱり誰かいなくちゃならないということで、指定管理に出すか出さないかは今からですけれども、取りあえずは職員で対応ということになるだろうと思っております。

以上です。

議長(田之畑)

8番 上園ミキ議員。

8 番 (上 園)

もし指定管理者に指定する場合、やはり今ルピノンの里の指定管理の件もありますけれども、ずっと今まで指定管理者を置いてきたわけですが、業務を行わせてきたわけなんですが、やっぱり指定管理者はやる気のある人、計画性のある人、そして自助努力のできるような人、そういう人を選定の基準にしていただきたい。これは要望ですが、将来的なことを考えて、やっぱりそういう人選をしていただきたいなというふうに思っております。どうかよろしくお願いします。

議 長(田之畑)

答弁は要りませんね。

8 番 (上 園)

はい。

議長(田之畑)

ほかに質疑はありませんか。 1番 小川香織議員。

1 番 (小 川)

この条例の第5条管理センターの開館時間、また休館日についてなんですけれども、原則として午前9時から午後6時、また年始年末のほうのお休みというのが掲げられておりますが、この開館、休館日以外の管理については、どのように考えられているかお願いします。

議 長(田之畑)

企画課長。

企画課長(中島)

基本的には、この内容でいきたいというふうに思っておりますが、ゴールデンウィークとか、そういったものもありますので、いろいろもろもろ職員の体制とか、そういったこともありますので、一応原則は原則どおりで進めていきますが、この条例の第3項のところで、町長は前2項の規定にかかわらず必要があると認めたときは、同項の開館時間及び休館日を変更することができるということもありますので、若干ここを活用する場合もあり得るかと思います。

以上でございます。

議長(田之畑)

1番 小川香織議員。

1 番 (小 川)

第3条のほうに掲げている条例のほうを使って臨機応変に状況に合わせて変更をなされるということだったんですけれども、例えば午後6時までということであれば7時から朝7時までキャンプ場のほうを活用した方であったり、年始年末のほうに初日の出も含めたキャンプ場の申請のない利用については、どのように対応されたということで、この条例は考えられているでしょうか。

議 長(田之畑)

企画課長。

企画課長(中 島)

あくまでもこの時間内に職員がいるわけでございますから、将来的にドームハウス、そういったものができましたら、先般の全協でもお答えしましたとおり、十分検討しまして、必要に応じて警備員を置くことも視野に入れたいと。まだ確定ではございませんけれども、そういうこともしていきたいというふうに思っておりますし、職員が

当然いない時間帯につきましては、それぞれ利用者の方が事故等気をつけられて施設 を活用していただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長(田之畑)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長(田之畑)

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長(田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第4号 東串良町円山公園管理センター条例の制定についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第5 議案第5号 職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定に ついて

議長(田之畑)

日程第5 議案第5号 職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定 についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっております ので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長(田之畑)

質疑なしと認めます。 これから討論を行います。 討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第5号 職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第6 議案第6号 東串良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改 正する条例の制定について

議長(田之畑)

日程第6 議案第6号 東串良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を 改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっております ので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田之畑)

質疑なしと認めます。 これから討論を行います。 討論はありませんか。

会議の経過

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長(田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第6号 東串良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第7 議案第7号 東串良町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議長(田之畑)

日程第7 議案第7号 東串良町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっております ので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番 宮地利雄議員。

9 番 (宮 地)

担当課長に伺いますが、この介護保険料及び介護の利用料も徴収するようになった わけですけれども、なかなか各市村独自の保険料及び利用料の市町村独自の軽減制度 というのは各地で創設があまりありませんが、本町についてのそういう町独自の軽減 制度というのについては、検討などはされていないでしょうか。

議長(田之畑)

福祉課長。

福祉課長(吉 永)

お答えいたします。

今、東串良町では、この保険料の段階を国が示す9つの基準に沿って定めているところでございます。近隣市町では、確かにそのような市町がございますが、本町におきましては、今のところはこの段階を、独自の段階を設定するようなことは今のとこ

ろは考えておりません。 以上です。

議 長 (田之畑)

9番 宮地利雄議員。

9 番 (宮 地)

ぜひ、そういう制度についても今後検討をお願いしたいと思います。

それから、第8期の引上げ案ですが、3年間の月額保険料及び年額保険料について、 既に今年度の当初予算には、この引上げ分を反映した介護の当初予算というふうな理 解でよろしいのでしょうか。

議 長(田之畑)

福祉課長。

福祉課長(吉 永)

お答えいたします。

予算説明のときに申し上げたかと思うんですが、保険料につきましては、6月ですかね、所得が確定した段階できちんとした保険料が確定いたしますので、それを待ちまして、令和3年度の介護の全体の予算というものは全体像が見えてくるものと考えておりまして、6月ないし、9月の時点で補正予算という形で全体像が見えてくるのではないかと、このように考えているところでございます。以上です。

議 長(田之畑)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田之畑)

特にないようですので、これで質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論はありませんか。

9番 宮地利雄議員。

9 番 (宮 地)

私は、この第8期の保険料の引上げ案について反対の立場から討論をいたします。 菅内閣が発足をして、直ちに自助という言葉が出ました。それから共助、そして公 助という、このことが国民に呼びかけられたわけですが、まさにこの介護は自助を中 心とした行政と、私どもの近所でも独り暮らしの孤独死とか、それから老老介護とか、たくさん存在している状況です。結局自助というのは自分で何とかしろと。共助というのは地域で何とか支え合えということで、実際にこの介護保険の段階によってはもう介護から外して、そこの地域で何とか賄えというような動きが非常に強まっている状況があります。年金から全く無慈悲な天引きで引かれても、その介護が十分受けられないと。特に民間の介護施設は、非常に料金が高いと、利用料が高いという側面もありまして、これは本町の一自治体で解決できるような問題ではない面も多いわけですけれども、やはりこの第8期のスタートに当たっての保険料の引上げについては、私は反対の立場を表明しておきます。

以上です。

議 長 (田之畑)

次に、賛成者の発言を許します。ありませんか。 ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第7号 東串良町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(田之畑)

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第8 議案第8号 東串良町赤ちゃんすこやか支援事業に関する条例の一部を改 正する条例の制定について

議長(田之畑)

日程第8 議案第8号 東串良町赤ちゃんすこやか支援事業に関する条例の一部を 改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっております ので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。 これから討論を行います。 討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長(田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第8号 東串良町赤ちゃんすこやか支援事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第9 議案第9号 東串良町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定 について

議長(田之畑)

日程第9 議案第9号 東串良町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制 定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっております ので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第9号 東串良町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第10 議案第10号 東串良町敬老年金条例の一部を改正する条例の制定につ いて

議長(田之畑)

日程第10 議案第10号 東串良町敬老年金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっております ので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長(田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第10号 東串良町敬老年金条例の一部を改正する条例の制定につい

てを採決します。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

▶ 日程第11 議案第11号 東串良町農地利用集積促進基金条例の制定について

議 長 (田之畑)

日程第11 議案第11号 東串良町農地利用集積促進基金条例の制定についてを 議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっております ので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長(田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第11号 東串良町農地利用集積促進基金条例の制定についてを採決 します。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第12 議案第12号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関す る条例の一部を改正する条例の制定について

議長(田之畑)

日程第12 議案第12号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっております ので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長(田之畑)

質疑なしと認めます。 これから討論を行います。 討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長(田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第12号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第13 議案第24号 町長及び副町長の給与の特例に関する条例の制定につい て

議長(田之畑)

日程第13 議案第24号 町長及び副町長の給与の特例に関する条例の制定につ

いてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。町長。

町 長(宮 原)

議案第24号 町長及び副町長の給与の特例に関する条例の制定について御説明申 し上げます。

このたびは、職員による各種団体への会計事務手続に不適切な部分が判明し、町民の皆様、議員各位、また関係者の皆様に御心配をおかけいたしまして、誠に申し訳ございませんでした。管理監督者として深く反省し、今後の再発防止に向けた姿勢を示す上で、町長及び副町長の給与を減額するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長(田之畑)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番 前田 隆議員。

7 番(前 田)

今回の議案により、町長、副町長の減額される給料、また6月ですから期末手当ですよね。それへの影響はあるのか、その場合、総額で町長が幾らか、副町長が幾らかお尋ねします。

議長(田之畑)

総務課長。

総務課長(江 口)

給与への減額の額ということでございますが、まず期末手当につきましては6月1日が基準日でございますので、期末手当にも反映されます。金額につきまして申し上げますと、町長につきましては、3か月と期末手当を含めまして、73万7,804円、副町長につきましては、29万2,619円、合計の104万423円の影響額になります。

以上です。

議長(田之畑)

7番 前田 隆議員。

7 番(前 田)

ただいま金額を聞きましたけれども、104万円だったですかね。町長及び副町長

会 議 の 経 過

の給与の減額の処分について、近隣市町で似たような事例はないのか、それは調べられたのか、あれば教えていただければと思います。

議 長(田之畑)

総務課長。

総務課長(江 口)

近隣市町の状況を調べたのかという話でございますが、私どももこの事件が発生いたしまして、近隣市町を調べさせていただきました。隣町なんですが、ちょっと町名は控えさせていただきたいと思いますけれども、調べまして、町長につきましては、その町につきましては、給料の10分の1を2か月、それから副町長につきましては、10分の1を1か月という減給措置ということでされているようでございます。以上です。

議長(田之畑)

7番 前田 隆議員。

7 番(前 田)

ただいまの答弁の中で、大崎町だったですよね。

3番目に新聞には4つの農業団体というふうに載ってましたでしたよね。これらの 団体の会長へは謝罪をしたのか、また今回、このような事案が発生しないように職員 にどういう指示をされたのかお尋ねします。

議長(田之畑)

町長。

町 長(宮 原)

4団体の会長さんをお呼びいたしまして、一人一人全部説明し、おわび申し上げた 次第であります。

それと職員に対しましては、再度チェック体制、綱紀粛正、それを改めるようにも う1回数字をちゃんとチェックするようにということで、ちょうど3月いっぱいが各 種団体の締めでございますので、もう1回チェックするように申し上げました。

議長(田之畑)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田之畑)

ないようですので、これで質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論はありませんか。 7番 前田 隆議員。

7 番(前 田)

私は、この議案第24号に対しては反対の立場で討論いたします。

なぜ反対かというと、さっきの今の総務課長の説明の中で大崎町の事例が全く我がまちと同様の事例であります。だから大崎町は町長が10分の1を2か月、副町長は10分の1を1か月、我がまちの議案が我々この近隣市町村にもどんな影響を及ぼすのか。これがたたき台になると思うんですよね。だから、そういう思いで反対いたしますが、今回の不祥事は本町において初めてのことで、町長や副町長はその重責から給料の減額の議案を議会に提出されたものと思いますが、この議案の内容による処分はあまりにも重いのではないかと思って私は反対しますが、先ほど近隣市町の事例を聞きましたら内容を比較するとあまりにも厳罰過ぎる議案の内容であると思います。せめて、10%カット2か月が妥当ではないかと考えますが、また横領されたお金は、12日に全額返済されていますよね。被害に遭った農業団体者への謝罪も速やかにされているとのことでしたので、このことを考慮した上で、本議案については、反対をいたします。

議 長(田之畑)

次に、賛成者の発言を許します。 ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田之畑)

ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第24号 町長及び副町長の給与の特例に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(田之畑)

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第14 議案第13号 令和2度東串良町一般会計補正予算(第12号)

議長(田之畑)

日程第14 議案第13号 令和2年度東串良町一般会計補正予算(第12号)を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっております ので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第13号 令和2年度東串良町一般会計補正予算(第12号)を採決します。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第15 議案第14号 令和2年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算(第 4号)

議 長(田之畑)

日程第15 議案第14号 令和2年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっております

ので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長(田之畑)

質疑なしと認めます。 これから討論を行います。 討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第14号 令和2年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を採決します。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第16 議案第15号 令和2年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別 会計補正予算(第4号)

議長(田之畑)

日程第16 議案第15号 令和2年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっております ので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長(田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長(田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第15号 令和2年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第4号)を採決します。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第17 議案第16号 令和2年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定) 特別会計補正予算(第2号)

議長(田之畑)

日程第17 議案第16号 令和2年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定) 特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっております ので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田之畑)

質疑なしと認めます。 これから討論を行います。 討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長(田之畑)

討論なしと認めます。

会議の経過

これから議案第16号 令和2年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第18 議案第17号 令和2年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号)

議長(田之畑)

日程第18 議案第17号 令和2年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっております ので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田之畑)

質疑なしと認めます。 これから討論を行います。 討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第17号 令和2年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第19 議案第18号 令和3年度東串良町一般会計予算

議長(田之畑)

日程第19 議案第18号 令和3年度東串良町一般会計予算を議題とします。 本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっております ので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番 前田 隆議員。

7 番(前 田)

ちょっと農林水産課長にお聞きしたいんですけれども、昨日の常任委員会の中でも 説明を受けましたけれども、今度の第12回全国和牛能力共進会に向けての子牛導入 についてですけれども、昨日の説明の中では優良家畜保留事業補助金162万5,0 00円、それと第12回全国和牛能力共進会推進事業補助金25万円と畜産共進会補 助金30万円とありますが、これは今度第12回の和牛能力共進会において子牛導入 に使えるのか、使えないのか、その辺お尋ねいたします。

議長(田之畑)

農林水産課長。

農林水産課長(瀬戸山)

お答えいたします。

優良家畜の導入保留の町の支援につきましては、従来の優良家畜保留事業に加え、 平成30年度から希少系統雌牛保留事業、令和元年度から高等登録牛産子保留事業に より、いずれの事業においても和牛登録審査を受験し、登録点数の高い雌牛について 保留認定とし、町の補助金を交付させていただいております。

また、国の増頭維持支援事業についても令和3年度に引き続き実施され、増頭奨励金による支援が予定されているところでございます。議員お尋ねの導入補助とはちょっと性質が異なりますが、間接的ではございますが導入支援がなされていると考えているところでございまして、具体的にその全共出品区枠の若雌8頭の導入補助につきましては、今後必要性、効果、また実現性について調査研究をさせていただきまして、またその他の近隣市町の状況も踏まえながら検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長(田之畑)

7番 前田 隆議員。

7 番(前 田)

今、課長の説明の中では、この3つの補助事業は使えないというわけですね。だから新しい補助事業を創設していただきたいと思い、要望いたします。

議 長(田之畑)

ほかに質疑はありませんか。

1番 小川香織議員。

1 番 (小 川)

町長の施政方針にもありましたように、今回学校のロータリー、職員駐車場整備に 関する令和3年度一般会計について予算計上が出されております。先般、同僚議員の 質疑にて、予算計画の経緯について確認いたしましたが、再度確認させていただきた いと思います。この計画に至った経緯というのは、子供の安全面に対しての配慮があ りましたからこそ、企画立案、予算計上されたということでお間違いないでしょうか。

議 長(田之畑)

教育長。

教育長(天神)

この前お答えしたとおりですが、その子供の安全だけを考えたのではないということです。ついでにそこまでできればなおいいなと。ただ、予算が限られていますので、どこまでできるかというのは正直言ってこれからなんですね。だから学校のほうともその辺は話をしながら一番に今何をするかということで検討していきたいと思っていますので、今、質問のあった、それが第一、それだけとかいうことじゃないということだけは確認しておきたいと思います。

議長(田之畑)

1番 小川香織議員。

1 番 (小 川)

今お答えいただいたように、子供の安全だけではなくて、職員の職場環境の改善も 含めた提案ということだったんですけれども、これまでに様々な要望というのが出た と思うんですね。その中で今回のロータリー、駐車場の整備というのが第一優先にな される案件だったのか、お答えいただきたいと思います。

議長(田之畑)

町長。

町 長(宮 原)

小川議員がおっしゃるそういう要望とか、そういうことはございませんでした。町 独自で、執行部のほうでこれは危ないということを勘案いたしまして、そういう結果 に至ったのは事実でございます。

以上です。

議 長 (田之畑)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

ないようですので、これで質疑を終わります。 これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長(田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第18号 令和3年度東串良町一般会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長(田之畑)

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第20 議案第19号 令和3年度東串良町国民健康保険特別会計予算

議長(田之畑)

日程第20 議案第19号 令和3年度東串良町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっております

ので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長(田之畑)

質疑なしと認めます。 これから討論を行います。 討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長(田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第19号 令和3年度東串良町国民健康保険特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 (田之畑)

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第21 議案第20号 令和3年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別 会計予算

議長(田之畑)

日程第21 議案第20号 令和3年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計予算を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっております ので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田之畑)

質疑なしと認めます。 これから討論を行います。 討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第20号 令和3年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長(田之畑)

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第22 議案第21号 令和3年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定) 特別会計予算

議長(田之畑)

日程第22 議案第21号 令和3年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定) 特別会計予算を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長(田之畑)

質疑なしと認めます。 これから討論を行います。 討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第21号 令和3年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 (田之畑)

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第23 議案第22号 令和3年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算

議長(田之畑)

日程第23 議案第22号 令和3年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっております ので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長(田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長(田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第22号 令和3年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

会議の経過

(賛成者起立)

議長(田之畑)

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第24 議案第23号 令和3年度東串良町水道事業会計予算

議長(田之畑)

日程第24 議案第23号 令和3年度東串良町水道事業会計予算を議題とします。 本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっております ので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長(田之畑)

質疑なしと認めます。 これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長(田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第23号 令和3年度東串良町水道事業会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(田之畑)

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第25 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件

議 長(田之畑)

日程第25 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。

各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◆ 日程第26 議会運営委員会の閉会中に所掌事務調査の件

議長(田之畑)

日程第26 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配りました本会議の会期日程 等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に係る事項について、閉会中の継続調査 の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時48分 ————

———

再 開 午前10時56分

議 長(田之畑)

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議長(田之畑)

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第1回東串良町議会定例会を閉会します。

閉 会 午前10時56分